

第3次長久手市 男女共同参画基本計画

(女性活躍推進計画、DV防止基本計画を含む)

2019 (平成31) 年3月
長 久 手 市

目 次

第 1 編 前提条件の整理

第 1 章 計画策定にあたって.....	1
1 計画策定の趣旨と背景	1
2 近年の動向	2
3 計画の位置づけ	4
4 計画の期間	5
5 計画の策定体制	5
第 2 章 長久手市の男女共同参画を取り巻く現状.....	6
1 人口等の状況	6
2 長久手市市民意識調査の結果概要	12
3 団体ヒアリング調査の結果概要	26

第 2 編 第 3 次長久手市男女共同参画基本計画

第 1 章 計画の基本的な考え方.....	33
1 基本理念	33
2 基本目標	34
3 計画の体系	35
4 数値目標一覧	37
第 2 章 施策の方向.....	38
基本目標 1 男女共同参画社会に向けた意識の向上	38
基本目標 2 女性が活躍できる環境づくり（女性活躍推進計画）	44
基本目標 3 あらゆる分野での男女共同参画の推進	50
基本目標 4 安心して暮らせるまちづくり	55
基本目標 5 人権が尊重され、DVのないまちづくり（DV防止基本計画）	60

第3章 計画の推進..... 65

- 1 計画の進捗管理..... 65
- 2 市と企業・各種団体等との協働と連携..... 65

資料編

参考資料..... 67

- 1 長久手市の男女共同参画を推進する条例..... 67
- 2 長久手市男女共同参画審議会規則..... 71
- 3 委員名簿..... 72
- 4 長久手市男女共同参画推進部会設置要綱..... 73
- 5 策定経過..... 75
- 6 用語解説..... 77
- 7 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約..... 79
- 8 男女共同参画社会基本法..... 87

第 1 編 前提条件の整理

第1章

計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨と背景

本市では、男性と女性が性別にとらわれず能力を発揮し、互いを尊重しつつ責任を分かち合えるまちづくりを、市民・学校・企業・行政など市全体で進めていくための指針として、2003（平成15）年3月に「明日へ未来へ Nプラン～長久手町男女共同参画プラン～」を策定しました。2008（平成20）年3月には、その改定版である「第二次長久手町男女共同参画プラン」を策定し、さらに、2009（平成21）年4月には「長久手町の男女共同参画を推進する条例」を施行し、それに伴い「第二次長久手町男女共同参画プラン」を「第1次長久手町男女共同参画基本計画」に位置づけるなど、男女共同参画社会の実現に向け、意識の啓発や各種施策の計画的な推進を図ってきました。そして、2013（平成25）年3月に、これまでの取組の成果や課題を継承しつつ、社会情勢の変化などに対応する取組を盛り込みながら、さらに発展させる新たな計画、第2次長久手市男女共同参画基本計画として、「長久手市男女共同参画基本計画2017（DV^{※1}防止基本計画を含む）」を策定し、全市を挙げて男女共同参画に関する取組を推進してきました。

2017（平成29）年に「長久手市男女共同参画基本計画2017」の計画期間が終了することから、改めて本市の課題を見直すとともに、男女共同参画社会の将来のあるべき姿を定めるため、上位計画である第6次長久手市総合計画の策定に合わせ、新たに「第3次長久手市男女共同参画基本計画（女性活躍推進計画、DV防止基本計画を含む）」を策定することとしました。



※1 DV（ドメスティック・バイオレンス）：配偶者（事実婚、別居を含む）やパートナーなど親密な関係にある、またはあった人から振られる暴力のこと。暴力には殴る蹴るなどの身体的暴力のみならず、大声でどなる、外出や交友関係を制限する、生活費を渡さない、性行為を強要するといった精神的苦痛や経済的抑圧なども含まれる。

2 近年の動向

(1) 世界の動き

世界では、国際連合が提唱した 1975（昭和 50）年の国際婦人年に開催された国際婦人年世界会議（メキシコ会議）における「世界行動計画」の採択をはじめ、1976（昭和 51）年から始まる「国連婦人の 10 年」に続く様々な取組が行われてきました。

近年では、2014（平成 26）年 3 月に、第 58 回国連婦人の地位委員会において、防災・復興におけるジェンダー※1 視点の重要性を強調した「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント※2」について決議案採択しました。これは東日本大震災の経験や教訓を共有し国際社会の理解を深めるとともに、より女性に配慮した災害への取組を促進することを目指して、我が国が初めて国連婦人の地位委員会に提出したものです。

また、2015（平成 27）年 9 月に、国連持続可能な開発サミットにおいて、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」（SDGs）が採択され、「目標 5：ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」が 17 の目標の一つに掲げられました。これを受けて、2016（平成 28）年 5 月に、G7 伊勢志摩サミットにて男女格差の解消や、女性の進出について具体的な行動をとる指針となる「女性の能力開花のための G7 行動指針」が取りまとめられました。

(2) 日本の動き

国では、1999（平成 11）年の男女共同参画基本法の制定以降、同法に基づく男女共同参画基本計画を通じたポジティブ・アクション※3をはじめとした様々な取組を進めてきました。

近年では、2013（平成 25）年 7 月に、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下「DV防止法」という。）の第 3 次改正が行われ、法律名称の「保護」が「保護等」に変更されました。改正内容は、適用対象の拡大で、「生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）の相手からの暴力及びその被害者」についても、DV防止法の規定が準用されることとなりました。

-
- ※1 ジェンダー：生物学的な性別であるセックス（sex）とは区別して使われる社会的、文化的に形成された「男性像」「女性像」のこと。
 - ※2 エンパワーメント：自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場などあらゆる分野で政治的、経済的、社会的、文化的な力をつけること。また、そうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し行動していくこと。
 - ※3 ポジティブ・アクション：男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

また、2015（平成 27）年には、様々な状況に置かれた女性が自らの希望を実現して輝くことにより、我が国最大の潜在力である「女性の力」が十分に発揮され、社会の活性化につながるよう、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）が成立しました。

このような中、2015（平成 27）年 12 月には、「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を、男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として掲げ、更に踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じて女性採用・登用を進めるとともに、男性の暮らし方、意識の改革を進めています。

さらに、2018（平成 30）年 5 月には、政治分野における男女共同参画を推進するため、国及び地方公共団体の責務等を定めた「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されています。

（3）愛知県の動き

愛知県では、2015（平成 27）年 8 月に国において、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立し、社会全体で女性の活躍に向けた動きが拡大してきたことを受け、2016（平成 27）年 3 月に、新たに「あいち男女共同参画プラン 2020～すべての人が輝き、多様性に富んだ活力ある社会をめざして～」が策定されました。

この計画では、「女性の活躍」を、3つの重点目標の一つとして明確に位置づけるとともに、「労働慣行の見直しとワーク・ライフ・バランスの推進」が基本的施策の一つに掲げられました。また、「企業・団体等における女性の活躍に向けた取組への支援」、「多様な選択を可能にする教育の充実」、「性的少数者への理解促進」の取組項目が新たに盛り込まれました。

（4）長久手市の動き

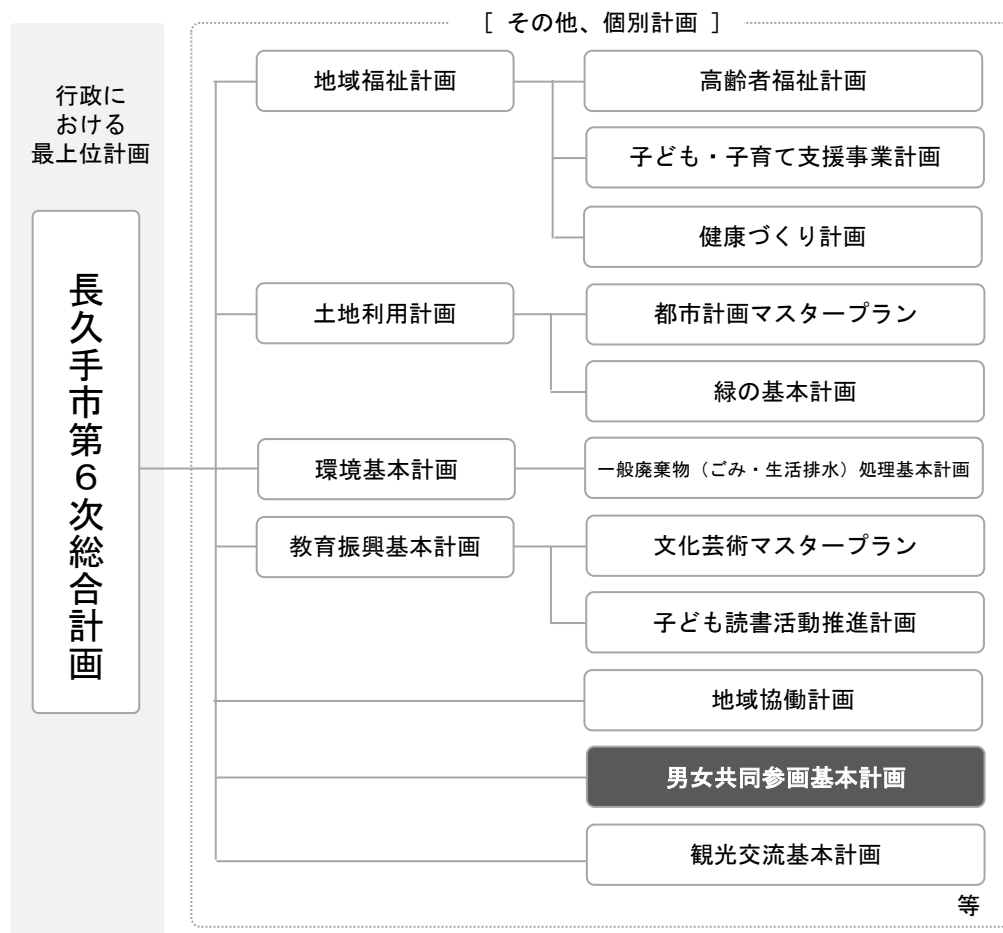
長久手市では、市民の男女共同参画に関する意識を前回計画と比較するために、2018（平成 30）年 7 月に「性別にとらわれない自分らしい生き方を目指す」と題した市民意識調査を実施しました。

また、市民参加型のフォーラムや、関係団体等へのヒアリングを通じて得られた本市の課題や、国や県の動向を踏まえ、2019 年 3 月に、「第3次長久手市男女共同参画基本計画（女性活躍推進計画、長久手市DV防止基本計画を含む）」を策定しました。

3 計画の位置づけ

本計画は、社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進していくための総合的な計画として、長久手市が行う施策の基本的な方向や内容を明らかにしたものです。

- (1) 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置づけ、国の「第4次男女共同参画基本計画」や県の「あいち男女共同参画プラン2020」を勘案するとともに、「長久手市みんなで作るまち条例」及び長久手市の上位計画である「長久手市第6次総合計画」をはじめ、他分野の計画との整合を考慮した計画です。
- (2) 本計画は、「長久手市の男女共同参画を推進する条例」の第10条第1項に定められた「長久手市男女共同参画基本計画」として位置づけます。
- (3) 本計画の一部は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」としても位置付けます。
- (4) 本計画の一部は、「DV防止法」第2条の3第3項に基づく長久手市の基本計画としても位置付けます。



4 計画の期間

計画期間は2019年度から2023年度の5年間とします。ただし、社会情勢の変化、国や県の動向や計画の進捗状況などにより、随時、計画の見直しを検討します。

2013年度 (平成 25年度)	2014年度 (平成 26年度)	2015年度 (平成 27年度)	2016年度 (平成 28年度)	2017年度 (平成 29年度)	2018年度 (平成 30年度)	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
第2次長久手市男女共同参画 基本計画（前計画）						第3次長久手市男女共同参画 基本計画				
					見直し	見直し				見直し

5 計画の策定体制

策定にあたっては、庁内で男女共同参画を推進していくために組織している「長久手市男女共同参画推進部会」、市民参画による「長久手市男女共同参画審議会」において審議を重ねるとともに、計画策定に向けた取組を知ってもらう市民参加型フォーラムの開催、「性別にとらわれない自分らしい生き方を目指す」と題した市民意識調査の実施、関係団体（者）へのヒアリングの実施、学識経験者や関係団体（者）を講師に招いた連続講座の実施、パブリックコメントの実施などを通して、広く市民意見の聴取と反映に努めました。

策定スケジュール

7月	市民意識調査（対象：18歳以上の市民2,000人）
8月	庁内各課へのヒアリングの実施
9月	関係団体（者）のヒアリングの実施（対象：16団体）
10月	連続講座の開催
11月	連続講座の開催
	市民参加型フォーラムの開催
12月	審議会で体系案及び各課取組案について協議
2月	パブリックコメント案提示
	パブコメ説明会&市民フォーラムの合同開催
3月	最終案とりまとめ

第2章

長久手市の男女共同参画を取り巻く現状

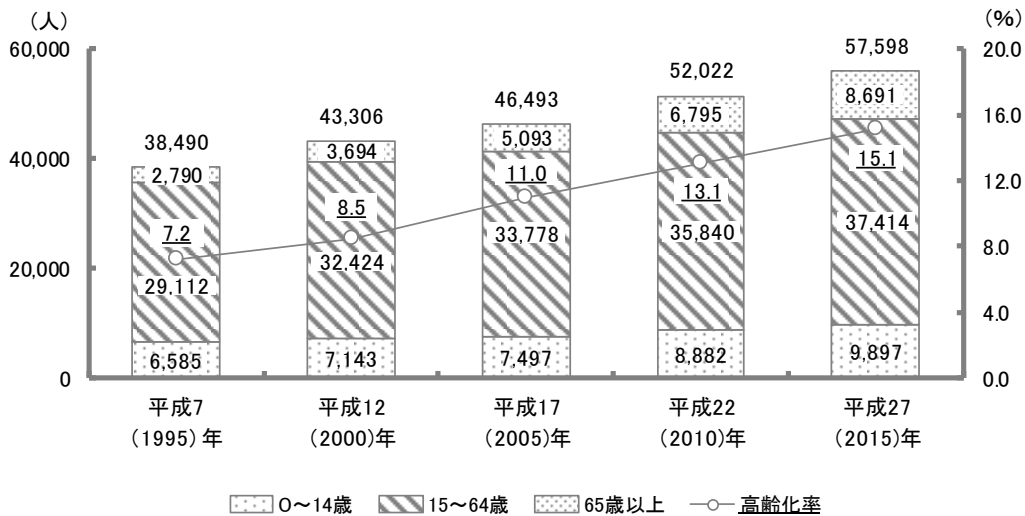
1 人口等の状況

(1) 人口等の状況

① 年齢3区分別人口の推移

本市の総人口は年々増加しており、2015（平成27）年で57,598人となっています。また、年齢3区分別人口の推移をみると、1995（平成7）年に比べ、2015（平成27）年で0～14歳人口が約1.5倍、15～64歳人口が約1.3倍、65歳以上人口が約3.1倍となっています。

〔年齢3区分別人口の推移〕

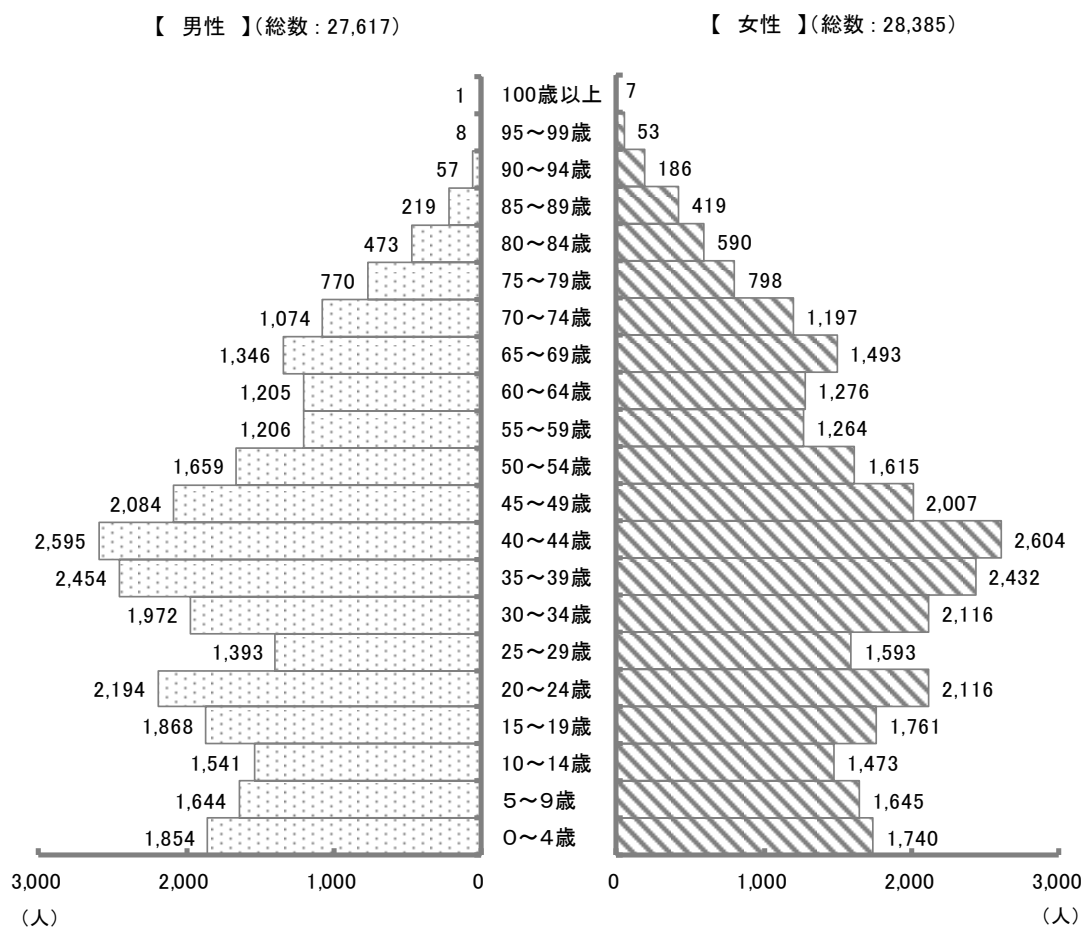


※総人口には年齢不詳を含むため、年齢内訳の合計に一致しない
資料：国勢調査（各年10月1日現在）

② 人口ピラミッド

本市の2015（平成27）年の人口ピラミッドの状況を見ると、男女ともに20～24歳、35～39歳、40～44歳の人口が多くなっており、つぼ型を描いています。

〔人口ピラミッド〕

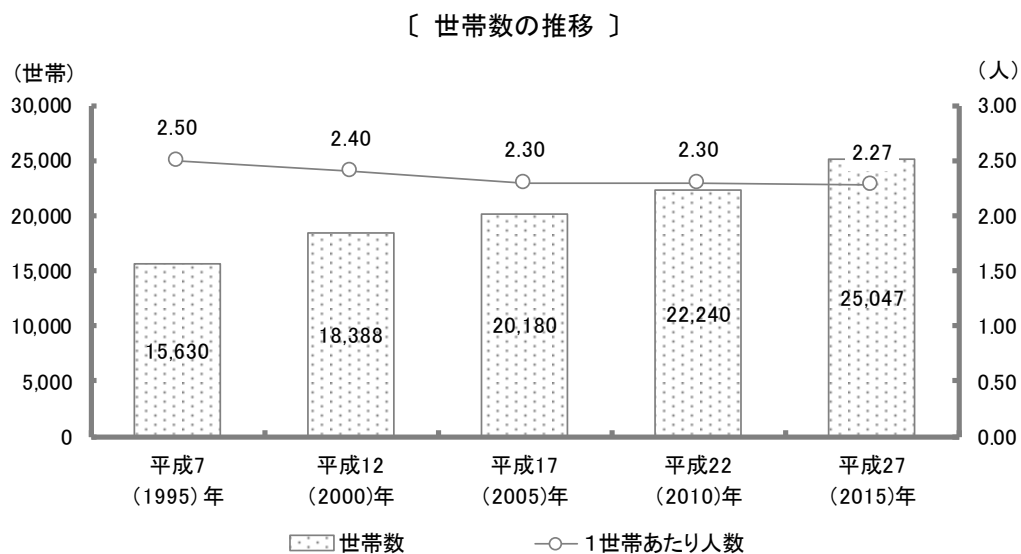


資料：国勢調査（平成27（2015）年）

(2) 世帯の状況

① 世帯数の推移

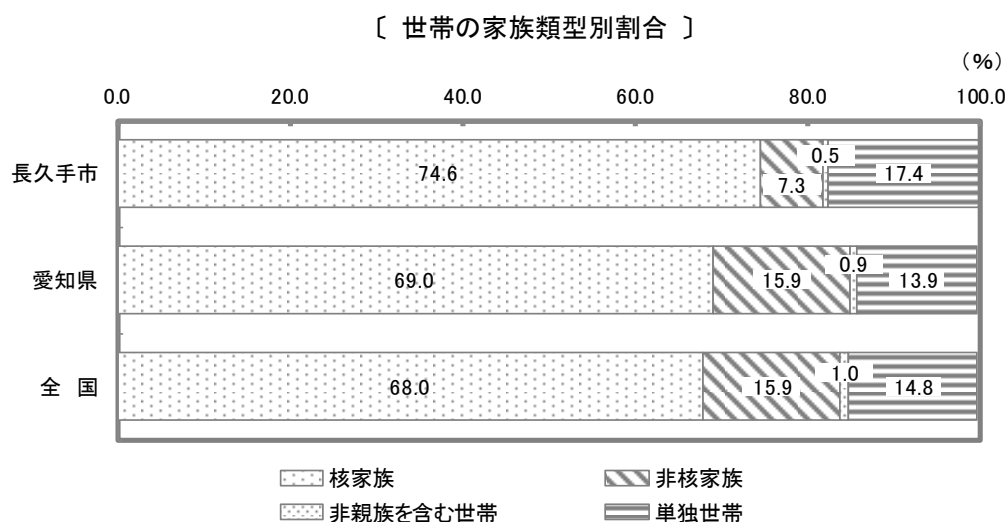
世帯数の推移をみると、1995（平成7）年から2015（平成27）年にかけて約1.6倍増加し、25,047世帯となっています。また、1世帯あたり人数は年々減少し、2015（平成27）年で2.27人となっています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

② 世帯の家族類型別割合

2015（平成27）年の家族類型の割合をみると、愛知県・全国と比べ核家族世帯と単独世帯の構成割合が高くなっています。

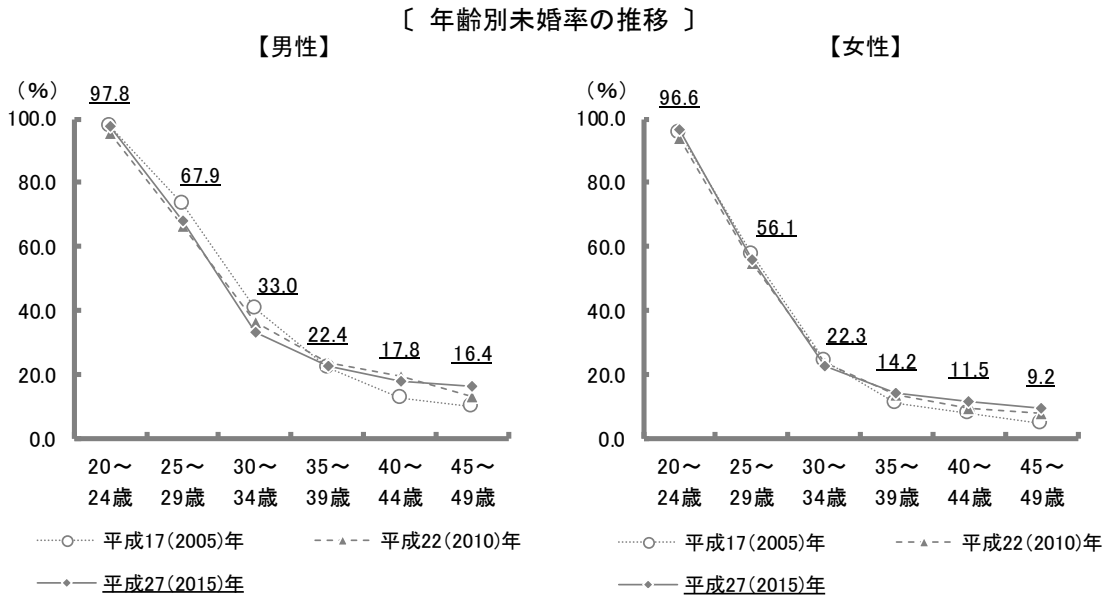


資料：国勢調査（平成27（2015）年）

(3) 婚姻・出産の状況

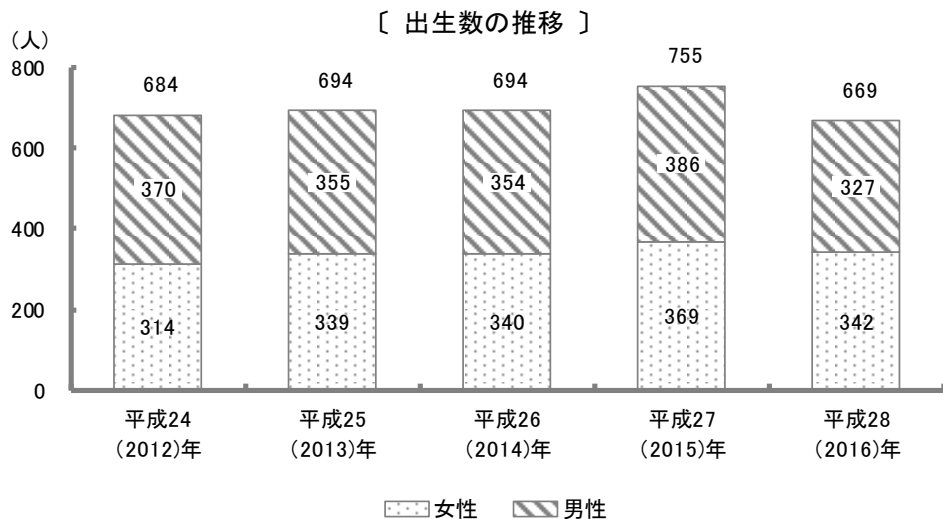
① 年齢別未婚率の推移

年齢別未婚率の推移をみると、男女ともに2005（平成17）年に比べ、2015（平成27）年で特に35歳以降の世代の未婚率が上昇しており、晩婚化が進行していることがうかがえます。



② 出生数の推移

出生数の推移をみると、増減を繰り返しながら推移しており、平成28年（2016年）で669人となっており、男女の構成比はほぼ同等となっています。



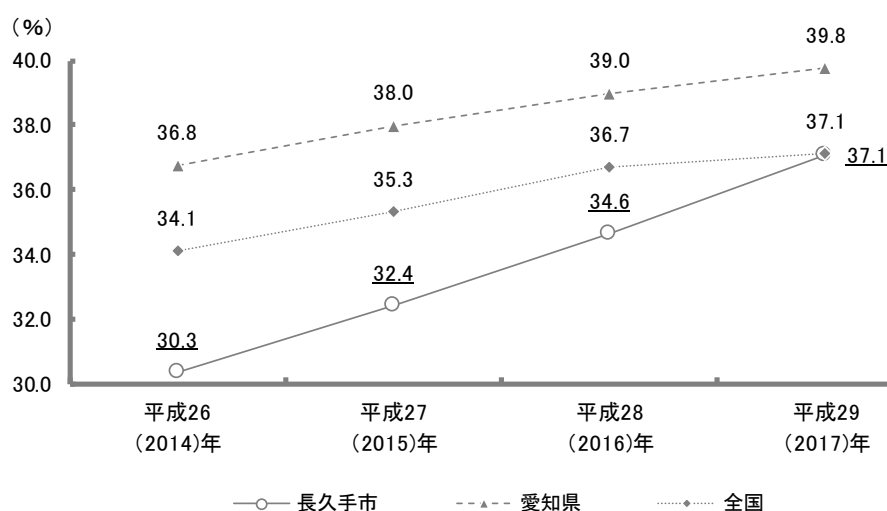
(4) 女性の参画の状況

① 審議会等における女性委員比率の推移

審議会における女性委員比率の推移をみると、2014（平成26）年から2017（平成29）年にかけて約1.2倍増加し、37.1%となっています。

また、審議会等における女性委員比率を愛知県・全国と比較すると、2017（平成29）年では県より低いものの、全国と同等となっています。

〔 審議会等における女性委員比率の推移 〕



資料：愛知の男女共同参画（各年4月1日）

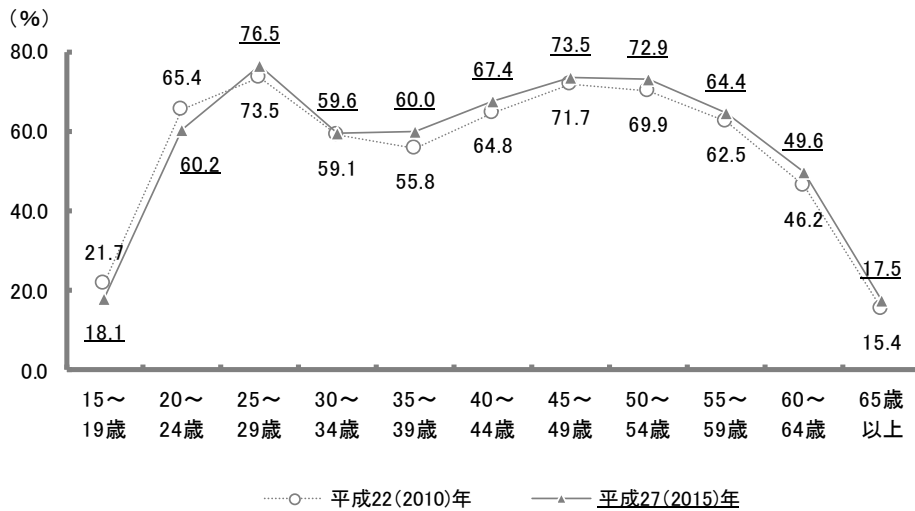


(5) 家庭生活・職業生活の状況

① 女性の労働力率の推移

女性の労働力率の推移をみると、結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するM字カーブを描いていますが、2010（平成22）年に比べ、2015（平成27）年のM字カーブの底は緩やかになっています。

〔女性の労働力率の推移〕

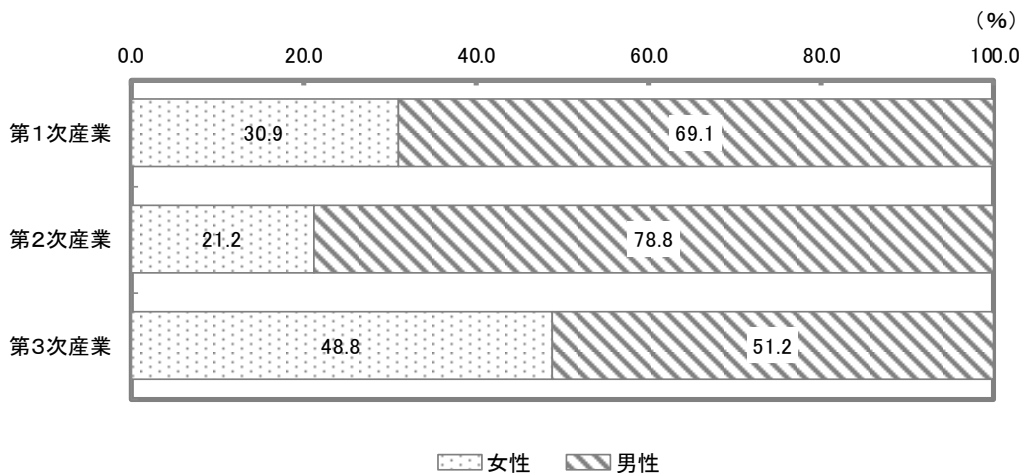


資料：国勢調査

② 産業別の就業者数の男女比率の状況

2015（平成27）年の産業別就業者数の男女比率をみると、第1次・2次産業では男性の割合が高くなっており、第3次産業では、女性の割合が高くなっています。

〔産業別の就業者数の男女比率の状況〕



資料：国勢調査（平成27（2015）年）

2 長久手市市民意識調査の結果概要

(1) アンケート調査の概要

① 調査の目的

市民の皆様のお考えやご意見を把握し、「第3次男女共同参画基本計画」策定の基礎資料として活用するため、アンケート調査を実施しました。

② 調査の対象

長久手市在住の満18歳以上の市民の方を無作為抽出

③ 調査期間

2018（平成30）年7月6日から2018（平成30）年7月23日まで

④ 調査方法

郵送による配布・回収

⑤ 回収状況

配布数	有効回答数	有効回答率
2,000 通	726 通	36.3%

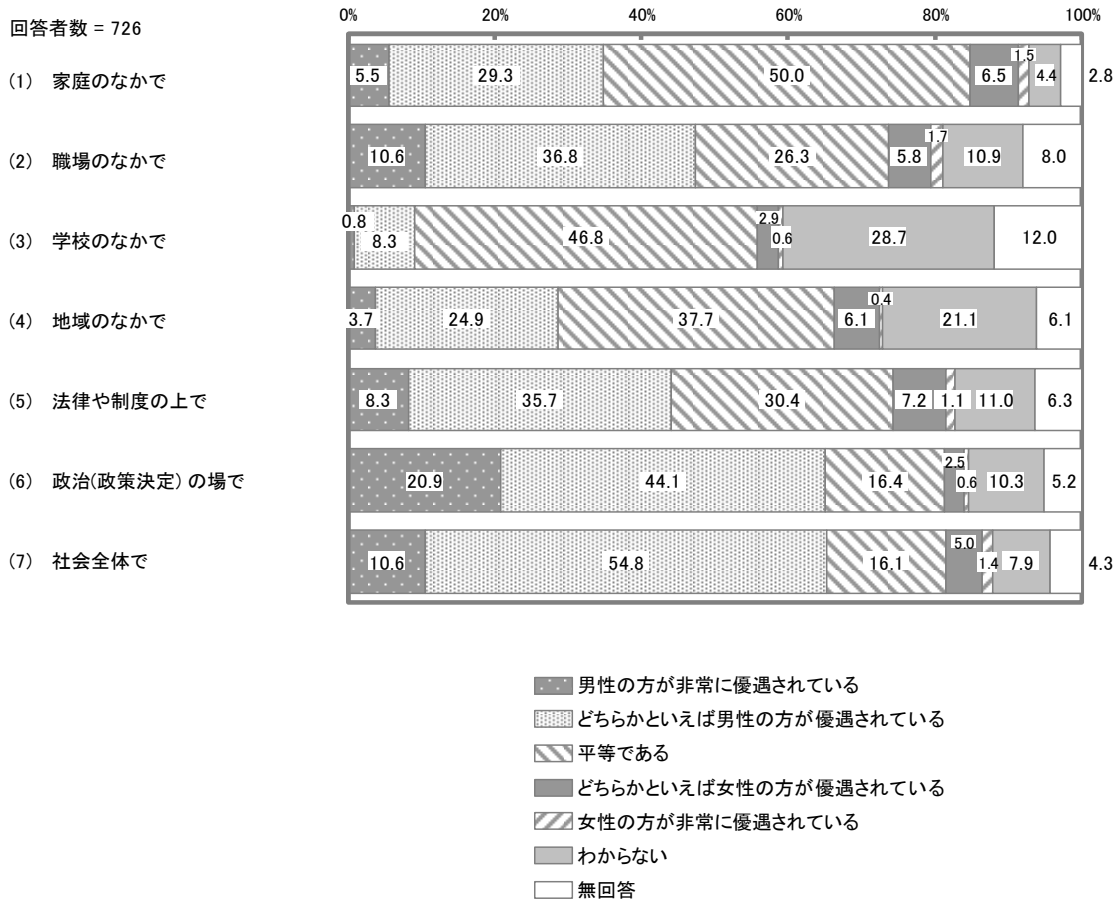
(2) アンケート調査結果

① 男女平等意識について

ア 各分野において男女の地位が平等になっていると思うか

各分野における男女の地位の平等観について、『(6) 政治(政策決定)の場で』『(7) 社会全体で』で「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」を合わせた“男性の方が優遇されている”の割合が高くなっています。また、『(1) 家庭のなかで』で「平等である」の割合が高くなっています。

〔 各分野において男女の地位が平等になっていると思うか 〕

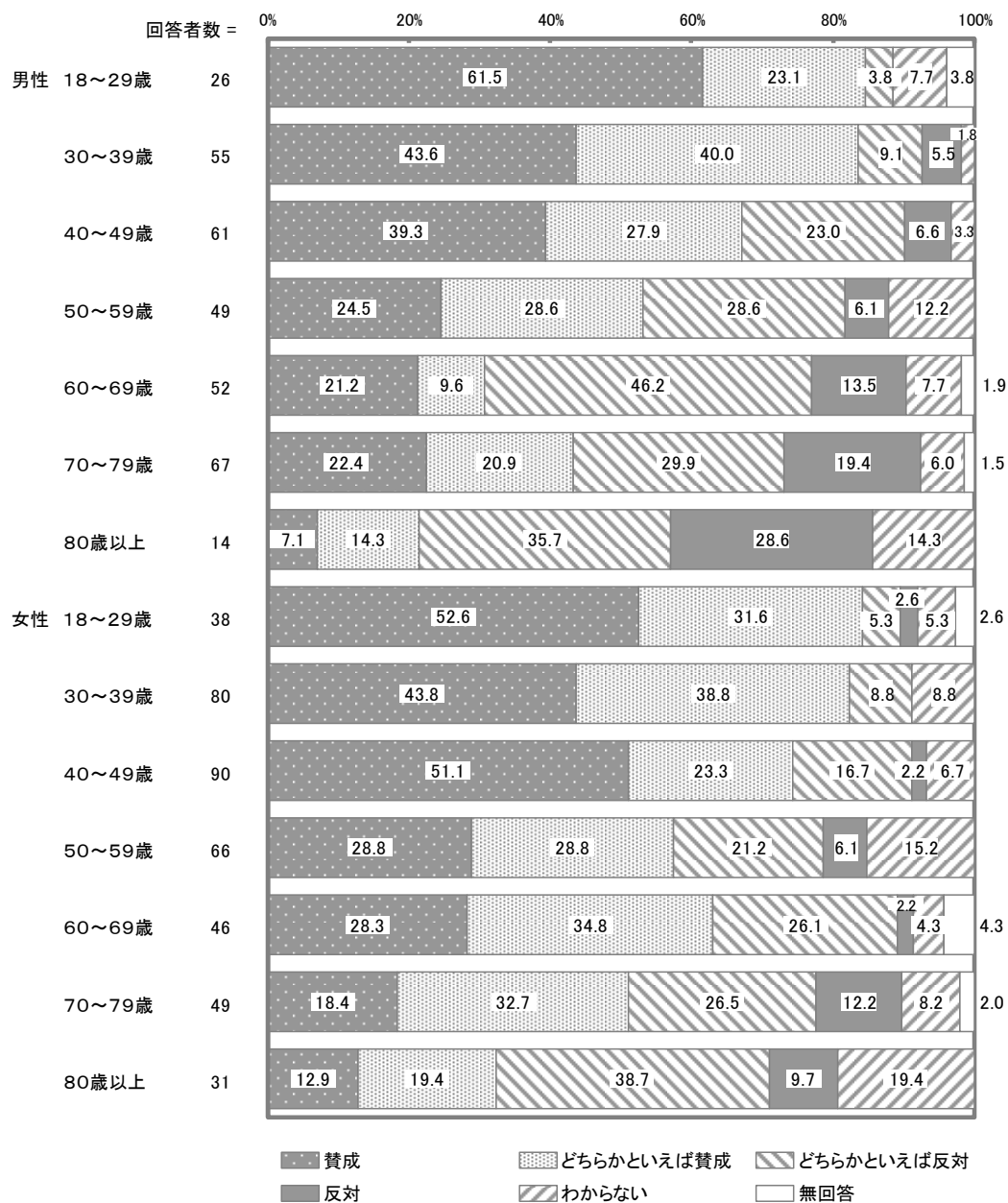


② 結婚について

ア 「結婚は個人の自由であるから、結婚しなくてもどちらでもよい」という考え方についてどう思うか

「結婚は個人の自由であるから、結婚しなくてもどちらでもよい」という考え方について、性・年齢別でみると、男女ともに年齢が低くなるにつれて“賛成”の割合が高くなる傾向がみられます。

[「結婚は個人の自由であるから、結婚しなくてもどちらでもよい」という考え方についてどう思うか]

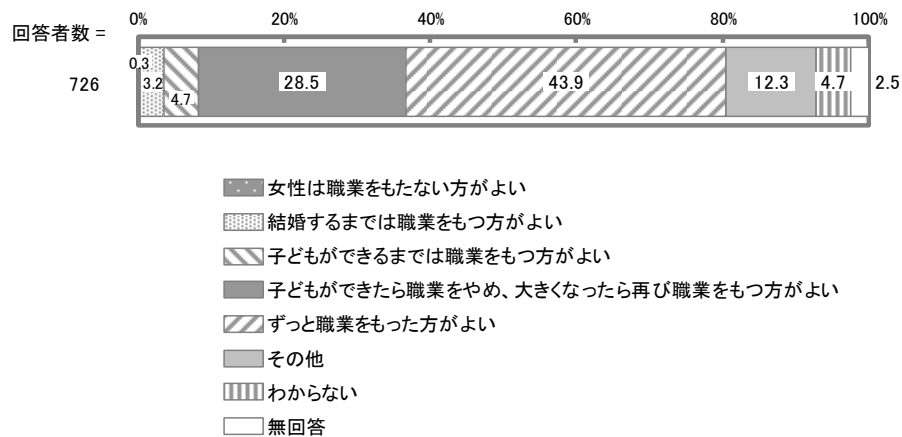


③ 仕事について

ア 女性が職業をもつことについてどのように考えるか

女性が職業をもつことについて、「ずっと職業をもった方がよい」の割合が43.9%と最も高く、次いで「子どもができれば職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」の割合が28.5%となっています。

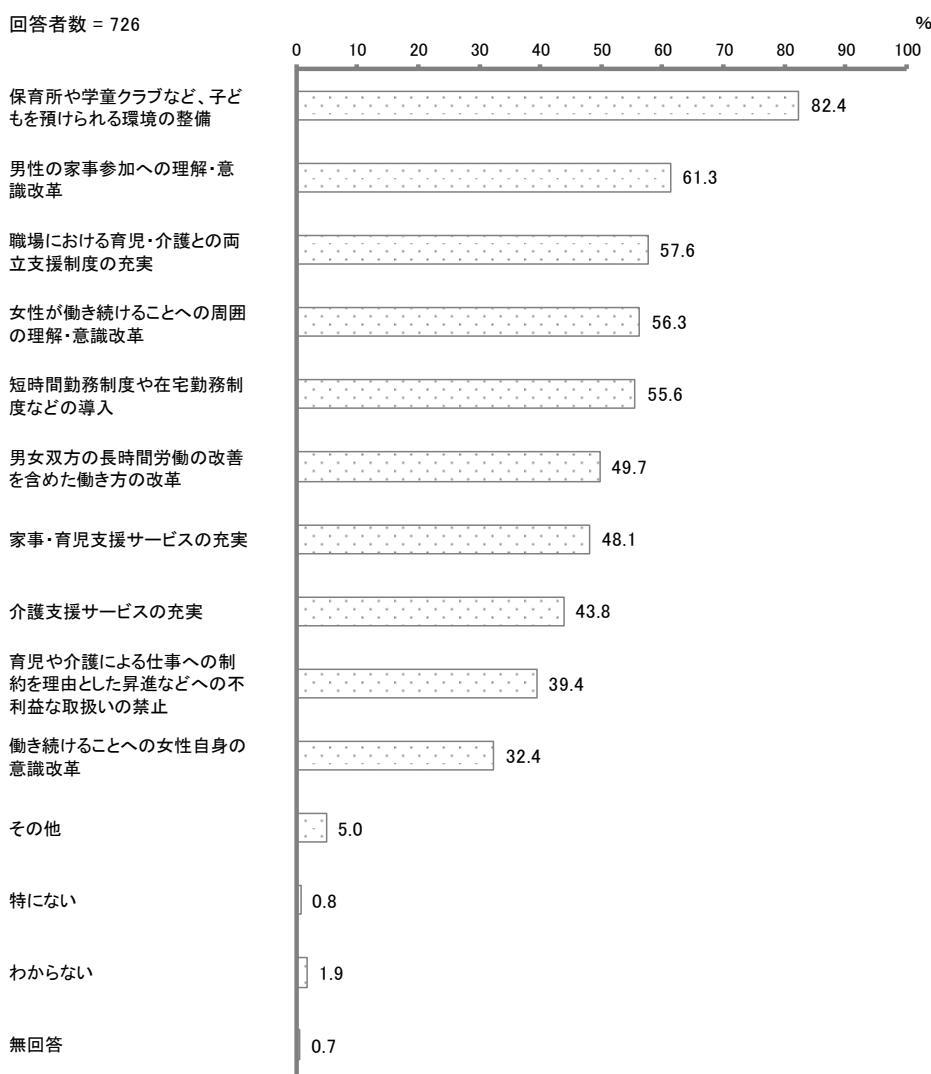
〔女性が職業をもつことについてどのように考えるか〕



イ 女性が出産後なども離職せずに働き続けるために、家庭・社会・職場において必要だと思うこと

女性が出産後なども離職せずに働き続けるために、家庭・社会・職場において必要だと思うことについて、「保育所や学童クラブなど、子どもを預けられる環境の整備」の割合が82.4%と最も高く、次いで「男性の家事参加への理解・意識改革」の割合が61.3%、「職場における育児・介護との両立支援制度の充実」の割合が57.6%となっています。

[女性が出産後なども離職せずに働き続けるために、家庭・社会・職場において必要だと思うこと]

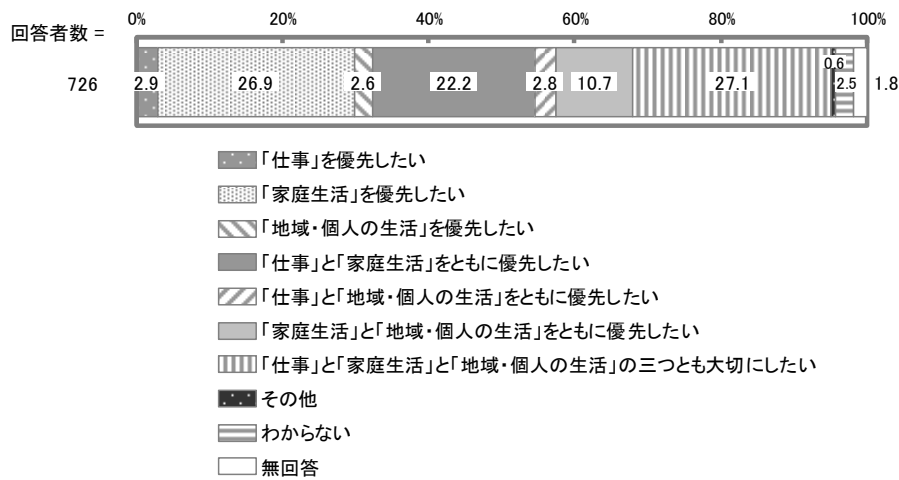


④ ワーク・ライフ・バランスについて

ア 生活の中で仕事、家庭生活、地域・個人の生活で何を優先するか（希望として）

生活の中で何を優先するかについて、希望としては「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」の三つとも大切にしたい」の割合が27.1%と最も高く、次いで「家庭生活」を優先したい」の割合が26.9%、「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい」の割合が22.2%となっています。

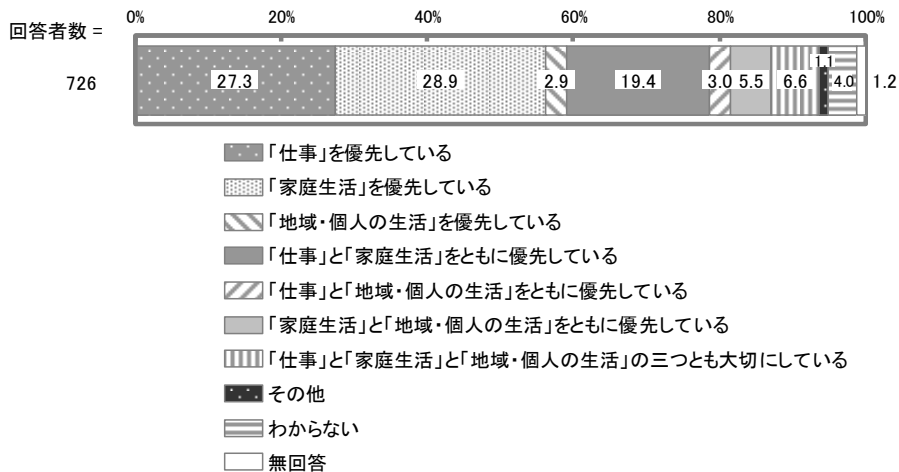
〔生活の中で仕事、家庭生活、地域・個人の生活で何を優先するか（希望として）〕



イ 生活の中で仕事、家庭生活、地域・個人の生活で何を優先するか（現実として）

生活の中で何を優先するかについて、現実としては「家庭生活」を優先している」の割合が28.9%と最も高く、次いで「仕事」を優先している」の割合が27.3%、「仕事」と「家庭生活」をともに優先している」の割合が19.4%となっています。

〔生活の中で仕事、家庭生活、地域・個人の生活で何を優先するか（現実として）〕

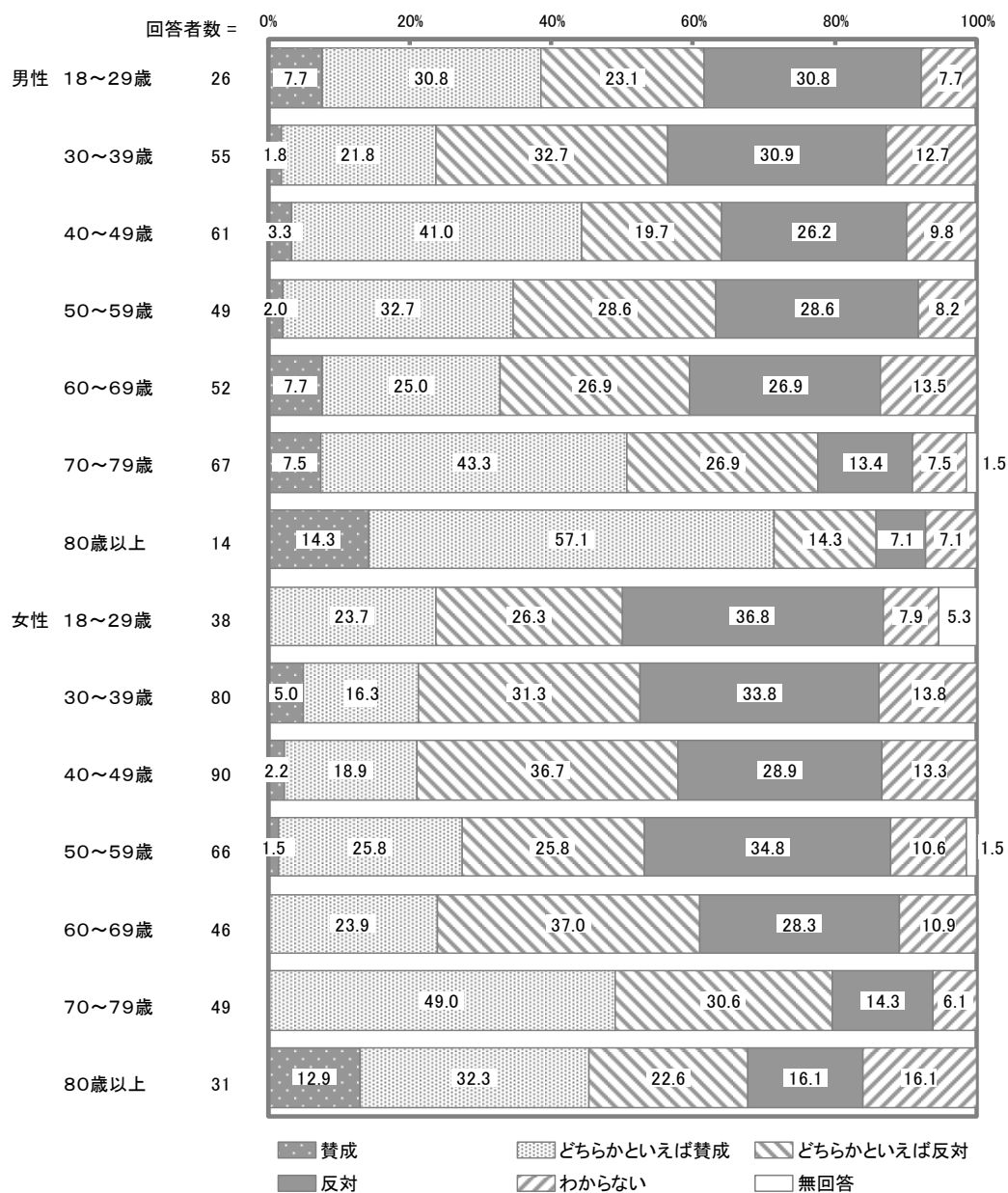


⑤ 家庭・子育て・介護・地域等について

ア 「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思うか

「男は仕事、女は家庭」という考え方について、年齢別でみると、他に比べ、男性の80歳以上で“賛成”の割合が高くなっています。また、男性の30～39歳、女性の30～49歳、60～69歳で“反対”の割合が高くなっています。

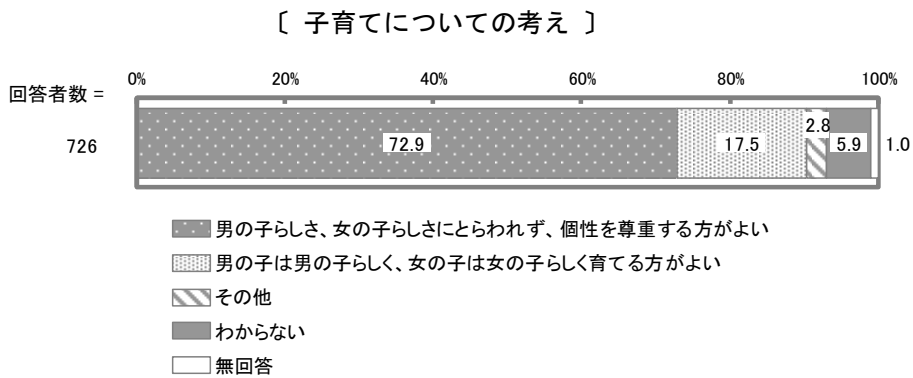
〔 「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思うか 〕



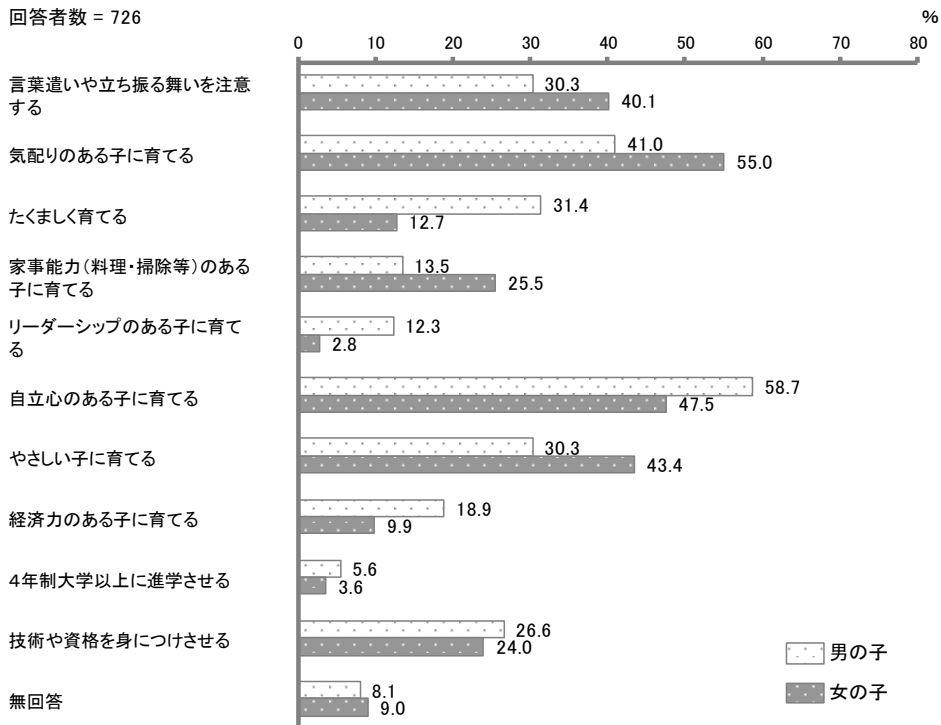
イ 子育てについての考え

子育てについての考えをみると、「男の子らしさ、女の子らしさにとらわれず、個性を尊重する方がよい」の割合が72.9%と最も高くなっています。

その一方で、子どもに対し身につけてほしいと思うこと（3つまで選択可能）については、男の子では、「自立心のある子に育てる」の割合が58.7%と最も高く、女の子では、「気配りのある子に育てる」の割合が55.0%と最も高くなっているなど、男の子と女の子の差が見られます。



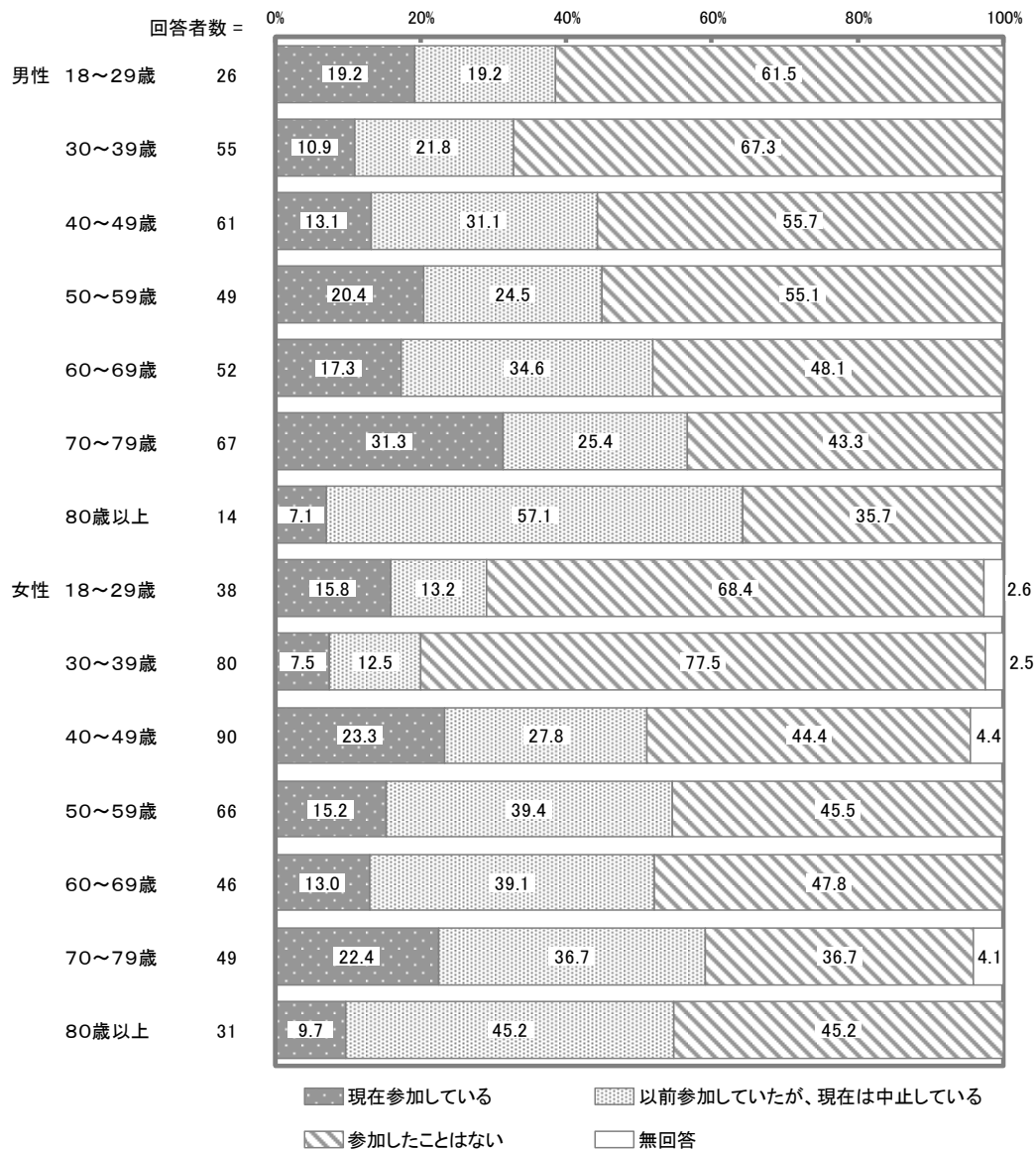
〔 子どもに対し身につけてほしいと思うこと 〕



ウ 仕事以外の地域活動の参加経験有無

仕事以外の地域活動の参加経験有無について、他に比べ、男性の70～79歳、女性の40～49歳、70～79歳で「現在参加している」の割合が、男性の80歳以上で「以前参加していたが、現在は中止している」の割合が、男性の30～39歳、女性の18～39歳で「参加したことはない」の割合が高くなっています。また、女性では年齢が高くなるにつれて「以前参加していたが、現在は中止している」の割合が高くなる傾向がみられます。

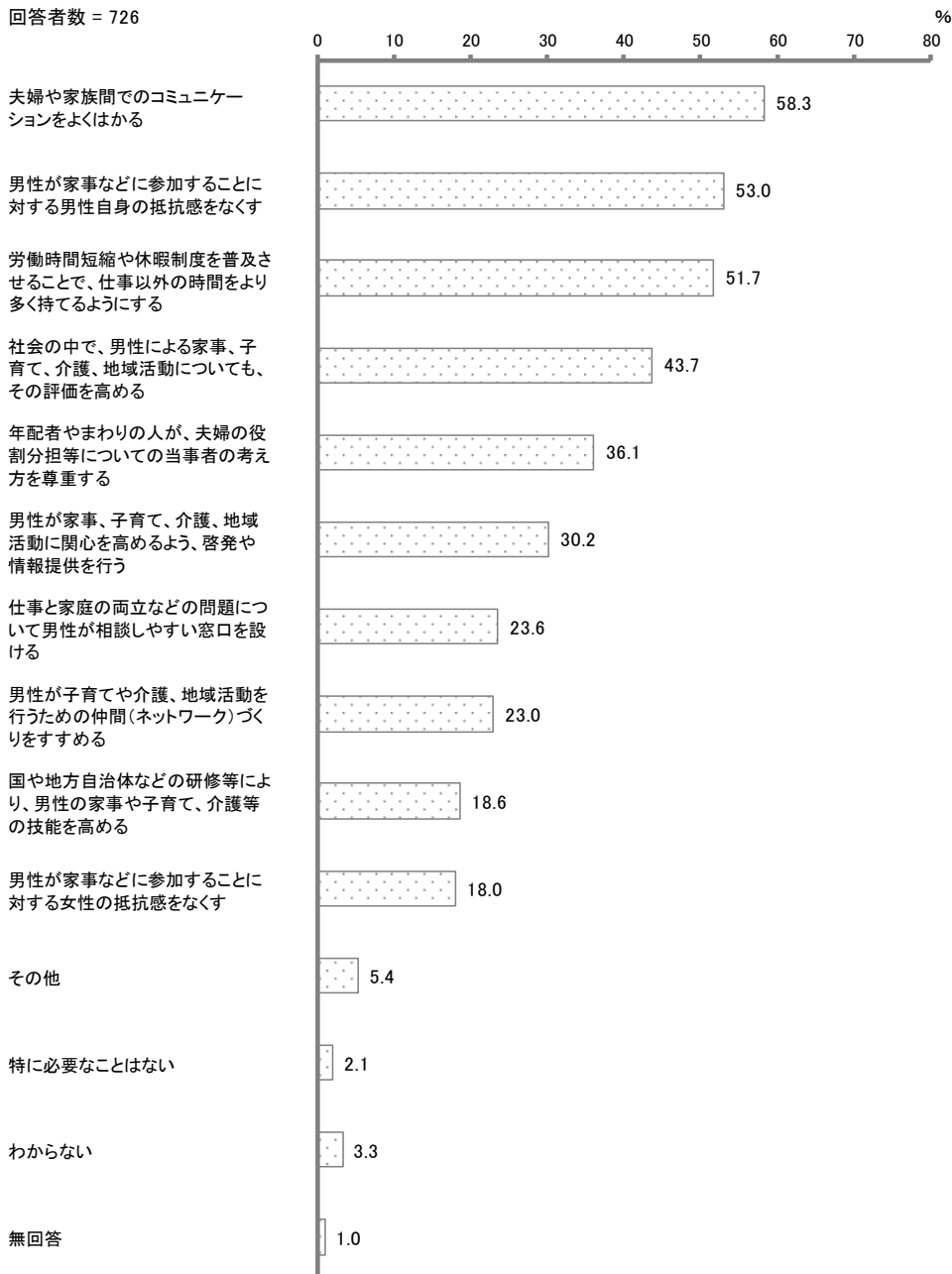
〔 仕事以外の地域活動の参加経験有無 〕



エ 男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要だと思うこと

男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要だと思うことについて、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかる」の割合が58.3%と最も高く、次いで「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす」の割合が53.0%、「労働時間短縮や休暇制度を普及させることで、仕事以外の時間をより多く持てるようにする」の割合が51.7%となっています。

〔 男性が女性とともに家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要だと思うこと 〕

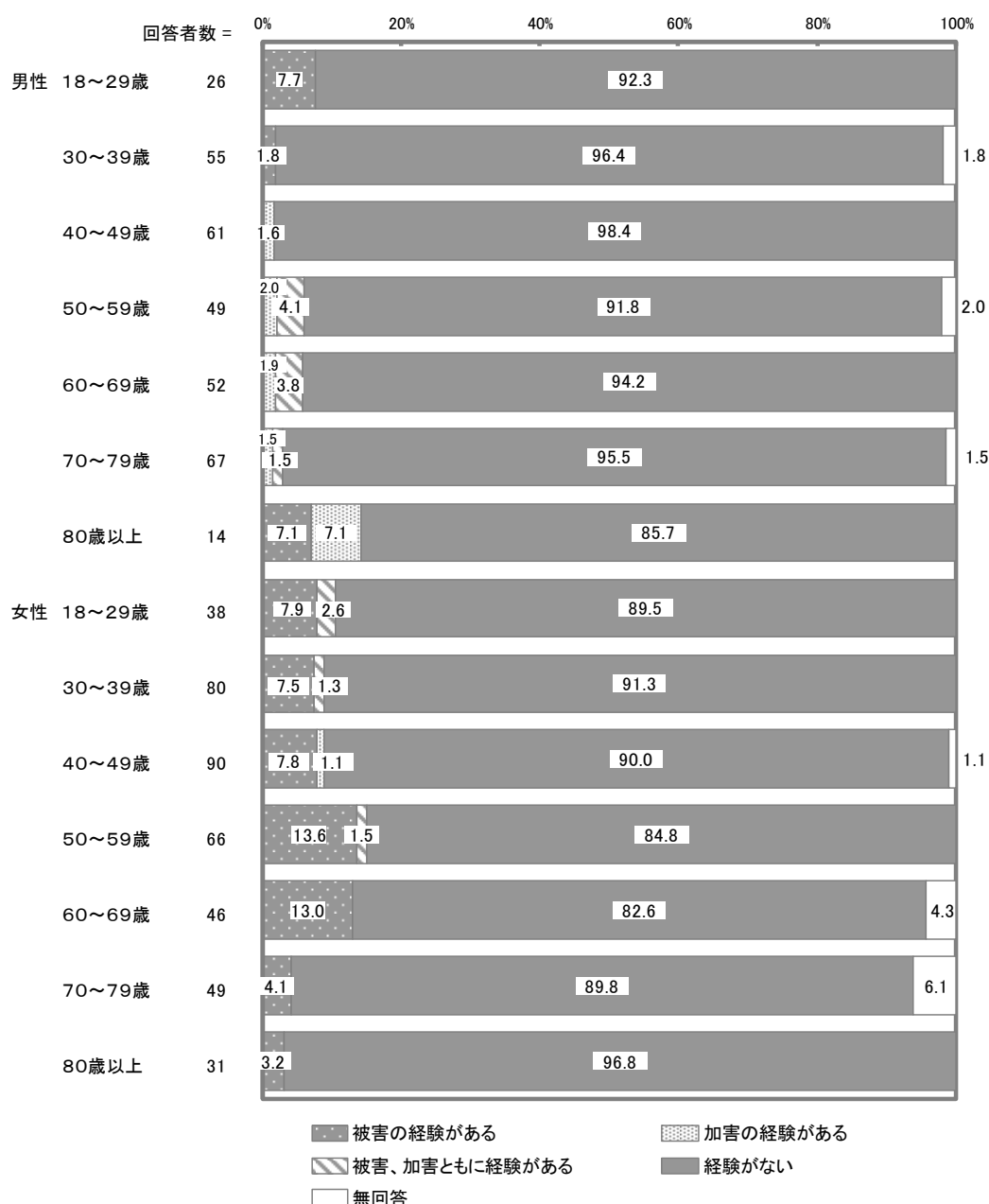


⑥ DV（ドメスティック・バイオレンス）について

ア 配偶者、パートナーまたは恋人との間におけるDV経験の有無

配偶者、パートナーまたは恋人との間におけるDV経験の有無について、性・年齢別で見ると、他に比べ、男性の18～29歳、女性の50～69歳で「被害の経験がある」の割合が高くなっています。また、男性の80歳以上で「加害の経験がある」の割合が高くなっています。

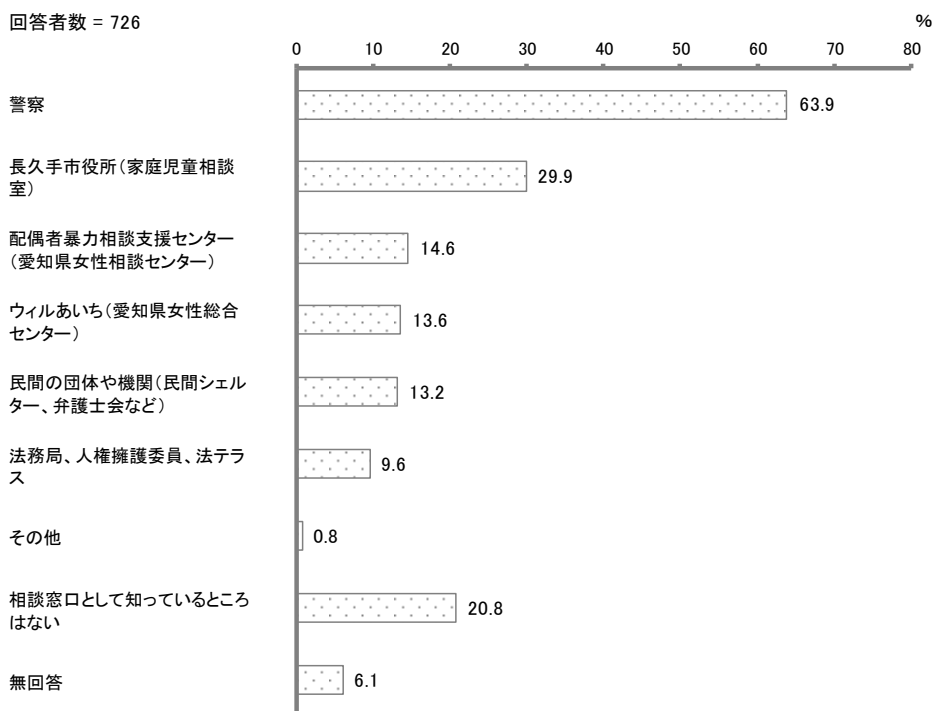
〔 配偶者、パートナーまたは恋人との間におけるDV経験の有無 〕



イ 配偶者、パートナーまたは恋人からの暴力について相談できる窓口の認知度

配偶者、パートナーまたは恋人からの暴力について相談できる窓口の認知度について、「警察」の割合が63.9%と最も高く、次いで「長久手市役所（家庭児童相談室）」の割合が29.9%、「相談窓口として知っているところはない」の割合が20.8%となっています。

〔 配偶者、パートナーまたは恋人からの暴力について相談できる窓口の認知度 〕

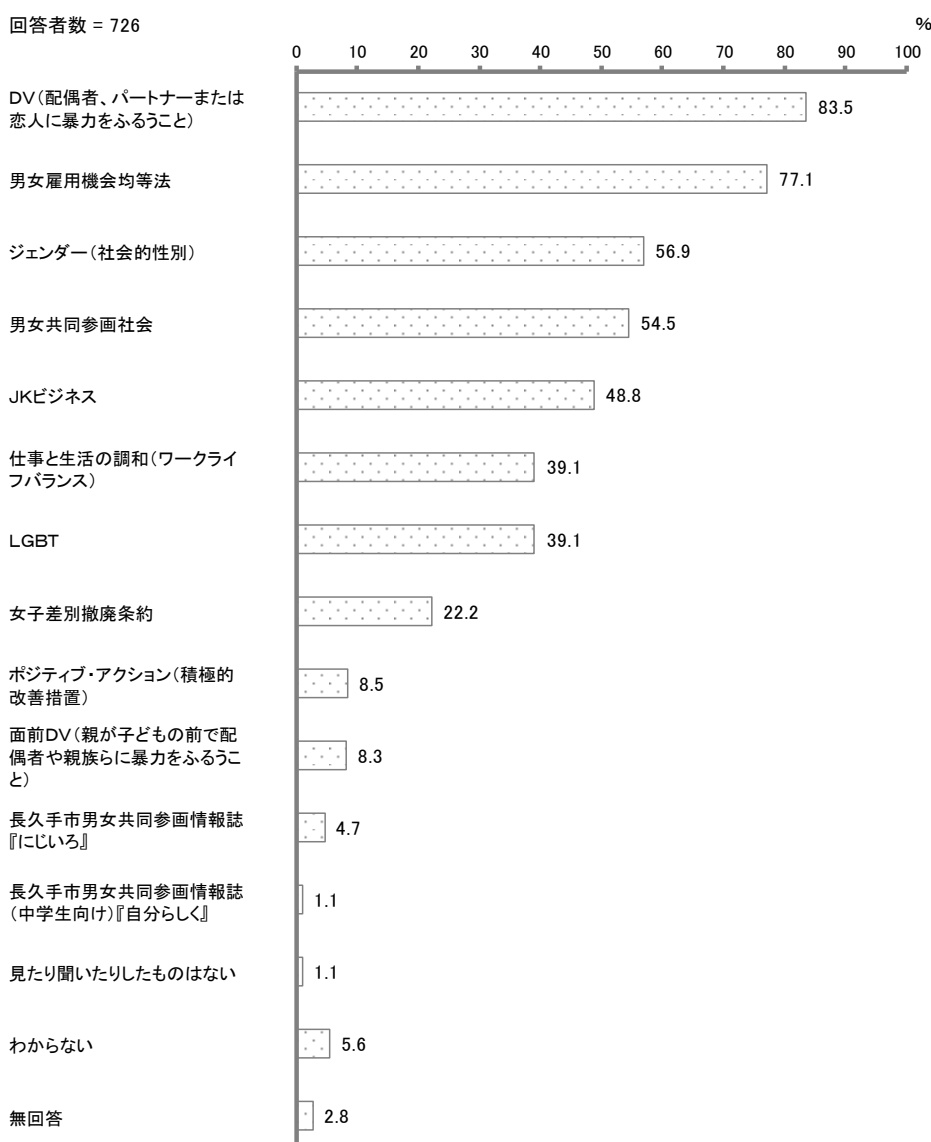


⑦ 行政の取組について

ア 男女共同参画に関する用語の認知度

男女共同参画に関する用語の認知度について、「DV（配偶者、パートナーまたは恋人に暴力をふるうこと）」の割合が83.5%と最も高く、次いで「男女雇用機会均等法」の割合が77.1%、「ジェンダー（社会的性別）」の割合が56.9%となっています。

〔 男女共同参画に関する用語の認知度 〕

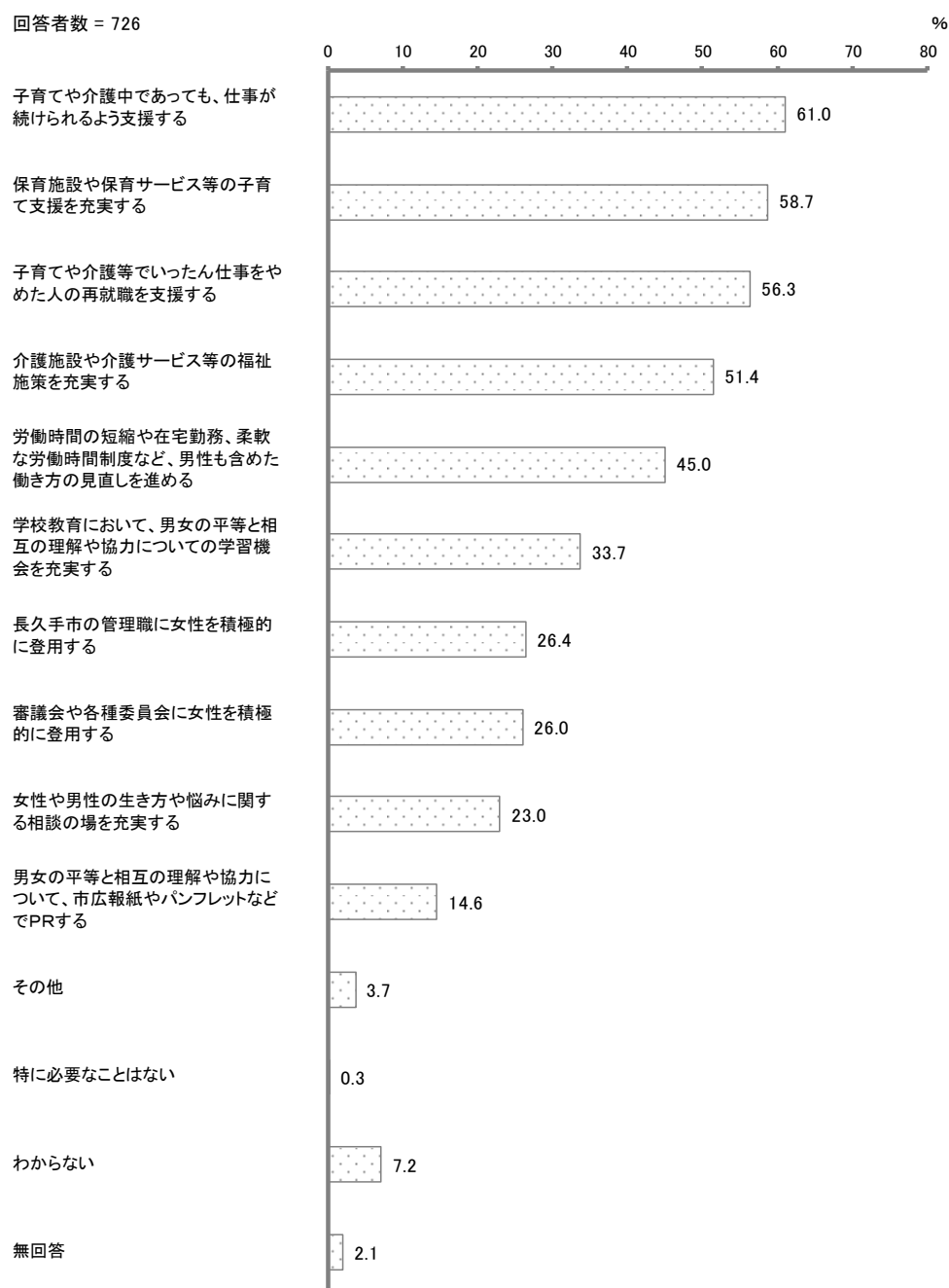


イ 男女共同参画社会を実現するために、市が今後、力を入れていくべきだと思うこと

男女共同参画社会を実現するために、市が今後、力を入れていくべきだと思うことについて、「子育てや介護中であっても、仕事が続けられるよう支援する」の割合が61.0%と最も高く、次いで「保育施設や保育サービス等の子育て支援を充実する」の割合が58.7%、「子育てや介護等でいったん仕事をやめた人の再就職を支援する」の割合が56.3%となっています。

〔 男女共同参画社会を実現するために、市が今後、力を入れていくべきだと思うこと 〕

回答者数 = 726



3 団体ヒアリング調査の結果概要

(1) 団体ヒアリング調査の概要

① 調査の目的

長久手市における子育て中の保護者や地域活動団体、商工会、企業等を対象に、日頃の生活の中で感じている課題や、今後の市における男女共同参画推進のための施策に期待すること等について聴取し、今後の施策を検討するためのヒアリング調査を実施しました。

② 実施方法

長久手市で活動する団体や企業の中から16団体を選び、ヒアリングシートを配布

③ 実施期間

2018（平成30）年9月から10月まで

④ 対象団体

子育て中の保護者、商工会等団体女性部、地域活動団体、子育て中の男性団体、企業など

(2) 団体ヒアリングの結果

① 家庭での役割について

家庭における父親・母親のありかたについては、母親の役割が重要であるという意見がありました。

項目	意見等
家庭における父親・母親のありかたについて	<ul style="list-style-type: none"> ○子育てに関しては共同し、協力する関係である。結婚した後の子育てに関しては、地域の人々の関係性が重要だが、母親の役割が重要。 ○各人ができること、得意なことを分担すればよい。子どもにとって必要なものが満たされていれば、どちらがやってもよい。 ○可能であるなら幼稚園、保育園に入るまではお母さんが一緒に遊んで母子でいろいろな経験をしてほしい。

② 職場環境について

男性が制度を利用しにくい環境であるという意見が多くありました。また、上司の配慮が足りないという課題もあがっています。

項目	意見等
育児休業制度といった職場の現状について	<ul style="list-style-type: none"> ○上司の理解やリードは必要不可欠だが誰も口に出す雰囲気ではない。学校行事などには多少上司の配慮はあるが、日常における理解は全くない。 ○制度はあるが、男性はまだまだこの制度を利用する人が少ない、というのが現状。
職場の現状について	<ul style="list-style-type: none"> ○上司の理解やリードは必要不可欠だが、必要と思う各人が訴えていかなければ変わらない。男性の意識はなかなか変わらない人が多い。 ○制度があっても男性が積極的に利用しにくい環境なのではないかと思う。

③ 地域活動における男女共同参画について

仕事や子育てと地域活動との両立については、働きやすい仕組みづくりが必要であるという意見がありました。

また、男性主体の団体が多いという意見が多くありました。また、生活状況の違いにより、時間が合わせづらいという課題もあがっています。

項目	意見等
地域活動における女性の参画状況や、地域活動における女性のありかたについて	<ul style="list-style-type: none"> ○若い人は忙しいから年寄りがやるとか、地域に関わるのは女性がやるという考えがなくなればよいと思うが、実際難しいと思う。 ○昔ながらのお祭りなどで、女性が道具を触ってはいけないなど、女性が積極的に関わりづらい現状がある。
仕事や子育てと地域活動との両立について	<ul style="list-style-type: none"> ○身近な場所に職場があり、パートタイマーでも働くことができる職種が市内に多く誕生することが必要。新たなビジネスの起業家を排出する仕組みを今から築いていく取組が必要。 ○夫婦のどちらもが家事・育児ができること。また必要な時は、家事・育児を優先できるような環境が整っていること。
活動を通じて市民と接する中で感じる、性的役割分担意識や性別による差別、あるいは地域でのしきたり等について	<ul style="list-style-type: none"> ○多くの団体の運営に係る市民は男性のみ、女性のみと偏っている。代表者の世代交代が進まないことで新しい発想、新しい取組が生まれづらいのでは。 ○前時代的、現状に合っていないと感じることはあるが、いずれ世代が変われば変わっていけると思う。
地域活動における男女比について	<ul style="list-style-type: none"> ○どの団体も男性の方が多いと回答。

項目	意見等
地域活動における男女共同参画の課題	<ul style="list-style-type: none"> ○男性主体の団体に少人数の女性が入会しても継続が難しい。会合の時間帯を合致させる事が難しい。 ○主婦が子連れでも参加しやすい企画。 ○活動の満足度のレベルが違うことや関心、興味の方向がマッチングしないことが多い。
防犯、防災活動における男女共同参画の課題	<ul style="list-style-type: none"> ○年齢の格差がありすぎると高齢者は困るかも。 ○男性女性の役割分担が必要と思う。

④ 女性の社会参画について

男女の意識改革が必要であるという声が多くありました。就労支援等の環境が不足しているという課題もあがっています。

項目	意見等
自営業、中小企業などの家族従業者における女性の現状・課題について	<ul style="list-style-type: none"> ○家族の協力が不可欠。 ○男女が家庭、職場等で、それぞれの個性や能力が発揮できる社会が必要であるが、まだまだ男性側にも女性側にも固定的な考えがある様に思うので、意識改革が必要である。
女性経営者の視点から、職場での家庭と仕事の両立支援などについて	<ul style="list-style-type: none"> ○自分のできる範囲での活動を行っている。 ○女性経営者であって、男女参画を推し進めていく立場であるならば、男性と同じように、職場での立場を尊重しつつも家庭と仕事の両立を目指し、家庭間等の関わり方を考えて、意識改革を推し進めなければと思う。
女性の就業について、子育て後の再就職や、続けていくにあたり問題と思うことについて	<ul style="list-style-type: none"> ○産休・育休の充実が必要。 ○一企業間での問題ではなく行政の支援が必要だと思う。女性の就業については年齢の壁がまだまだ立ち塞がっている。能力、経験が生かされる就業ルート支援がもっと欲しい。
女性の就労継続や子育て後の再就職などの支援について	<ul style="list-style-type: none"> ○保育所完備等、子どもと一緒に仕事ができる環境が必要。 ○能力のある人が、子育て、就業などでチャンスを逃すのは、各分野において損失だと思う。

⑤ 男性の地域活動への参画について

地域活動などへの男性の参画状況は男性主体という形態が多いですが、女性も受け入れやすいようにしたいという意見がありました。お互いの理解が必要であるという課題もあがっています。

項目	意見等
地域活動などへの男性の参画状況や、地域活動における男性のあり方について	<ul style="list-style-type: none"> ○男性主体の形態を続けているが、女性の会員を積極的に募集し、女性特有の優しさを取り入れ、団体の活動を受け入れられやすい会にしたい。 ○どんな活動が地域にあるのかを広く知ってもらうことが必要である。 ○地域のイベントや、学校行事等、若い時から参加・参画している人は積極的に活動を続けていると思う。
仕事や子育てと地域活動との両立について	<ul style="list-style-type: none"> ○活動時間を休日や夜間に設けることも必要か。 ○短時間の活動参加から始めて世間も評価することが必要。理解してくれる仲間同士で始めると成功するかも。 ○お互いの理解が必要。

⑥ 育児や介護との両立支援について

短時間勤務制度、在宅勤務、復職希望登録制度などがありました。

項目	意見等
小学校就学前の子どものいる従業員や介護が必要な家族がいる従業員が利用できる制度について	<ul style="list-style-type: none"> ○育児短時間勤務制度 ○介護短時間勤務制度 ○フレックスタイム制 ○子の看護、介護休暇 ○祝日託児 ○在宅勤務 ○復職希望登録制度

⑦ 仕事と生活の調和について

長時間労働の是正、柔軟に働けるような制度の導入、管理職層への教育の検討などがありました。

項目	意見等
仕事と生活の調和の実現に向けた、長時間労働、就業形態の見直しについての課題や、今後の取組の方向性について	<ul style="list-style-type: none"> ○長時間労働の是正 ○残業時間の抑制 ○厚生労働省の「医師の働き方改革に関する検討会」の意見書をもとに取組の方向性を決定する予定。 ○柔軟に働けるような制度の導入を検討する。 ○管理職層への教育の検討

⑧ セクシュアル・ハラスメント※1を防止する取組について

防止マニュアルの周知、相談窓口の設置、社内規定での明示などがありました。

項目	意見等
セクシュアル・ハラスメントの防止について	<ul style="list-style-type: none"> ○防止マニュアルの周知 ○研修・講演会の実施 ○相談窓口の設置 ○監視室の設置 ○社内規定での明示

⑨ 今後の取組について

女性採用枠の増加、老若男女が共に活躍できる人事制度の立案などがありました。

項目	意見等
男女共同参画を実現するために、今後取り組んでいきたいこと、その課題等について	<ul style="list-style-type: none"> ○女性採用枠の増加 ○管理職養成研修 ○老若男女が共に活躍できる人事制度の立案 ○若手男性社員が個々の生活を犠牲にしがちになっているため、男性のワークライフマネジメントを可能にする施策の検討

⑩ その他、男女共同参画について

その他、以下のような意見がありました。

意見等
<ul style="list-style-type: none"> ○身体的に差異（体力・筋力・妊娠・出産といった構造上の差）があるのは仕方がないのだからそれを踏まえた上で平等に働き、生活できる社会の仕組みがほしい。 ○若い人たちは有益、無益で考えている人が多すぎる。もう少し若い人をまきこむようなことができるような内容にしないと難しいと思う。 ○子ども達は案外柔軟に考えているのに、大人の方が、頭が固いなど感じる。「男女共同参画」という言葉は知っていても、難しくとらえている人も多いのではないかと思うので、気軽に話し合ったり考えたりできる場があるといいと思う。 ○基本は家庭内の日頃の習慣があれば。 ○家庭生活における活動と他の活動の両立が大切である。 ○男女に差があるのは当然であるので、それを踏まえ相互に協力する気持ちが必要。

※1 セクシュアル・ハラスメント：性的ないやがらせのこと。特に雇用の場においては、「職場（労働者が業務を遂行する場所）において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者とその労働条件につき不利益を受けることまたは性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること」とされている。

コラム1

ジェンダーギャップ指数と女性活躍

ジェンダーギャップ指数とは、世界経済フォーラムが発表しているもので、「健康」、「教育」、「経済」「政治」の4つの領域で、男女間の格差がどれくらいあるかを数値化しています。

日本は110位です。何故、日本の順位が低いのでしょうか。

日本の順位が低いのは、「経済」と「政治」の領域での数値が低いことが要因となっています。「経済」では、特に男女間の賃金格差が大きいこと、「政治」では、国会議員の男女比や閣僚の男女比の低さがあげられます。

(ちなみに、2017年10月に本市にオープンした大型家具量販店イケアはスウェーデンが発祥であり、ジェンダーギャップ指数は、日本よりはるかに高い3位です。)

女性の活躍と経済発展は密接な関係があることから、平成27年には女性の力が十分に発揮され社会の活性化に繋がるよう「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が成立されました。

男女共同参画の推進が今、求められているのです。

2018年調査

順位	国・地域名	ジェンダーギャップ指数
1	アイルランド	0.858
2	ノルウェー	0.835
3	スウェーデン	0.822
114	日本	0.662

※調査対象は149の国と地域。指数が高いほど男女の格差が小さく、平等であることを表す。

第2編

第3次長久手市男女共同参画基本計画

第1章

計画の基本的な考え方

1 基本理念

男女共同参画社会とは、男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任も分かち合い、性別に関わらず、その個性と能力を十分発揮することのできる社会のことです。男女共同参画社会の実現は、21世紀の我が国の社会を決定する最重要課題と位置づけられています。

近年、男女共同参画意識は高まりつつあるものの、性別に基づく固定的な役割分担意識は依然として根強く残っており、引き続き、家庭や職業生活、地域社会などにおける男女共同参画の意識啓発や女性の社会参画の促進に努めなければなりません。

「第6次長久手市総合計画」などの上位計画等で示されている市としての基本的な方向性を踏まえつつ、本計画においても第2次基本計画で掲げていた基本理念や計画の目指す男女共同参画社会を実現するためのキャッチフレーズを、引き続き継承します。

〔 基本理念 〕

男女共同参画社会の実現

〔 キャッチフレーズ 〕

男女がともに尊重し合い、
心を通わせる絆のまち ながくて

2 基本目標

基本理念のもと、目指すべき姿を実現するために、この計画の基本目標を次のとおり、設定します。

(1) 男女共同参画社会に向けた意識の向上

子どもから大人まで、あらゆる立場や世代の人々に対し、男女共同参画に関する認識や理解が深まるよう、様々な手段で市民への啓発を行い、男女共同参画を推進する基盤を整備します。

(2) 女性が活躍できる環境づくり（女性活躍推進計画）

女性の活躍を促進するため、その必要性、重要性についての理解を深めるとともに、男女が共に、仕事と家庭や地域での生活との両立を図りながら、子育てや介護等に主体的に関わることができるよう支援を進めます。

また、男性中心型労働慣行を見直すとともに、個人の能力を十分に発揮できるよう、雇用機会の均等や待遇の平等化などを進め、就業環境の整備を促進します。

(3) あらゆる分野での男女共同参画の推進

様々な分野で多様な価値観と発想が取り入れられるよう、政策や方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、職場、家庭、地域社会、防災等のあらゆる分野において、男女が対等な立場で参画し、能力や個性を発揮できる社会づくりを進めます。

(4) 安心して暮らせるまちづくり

男女がいつまでもいきいきと暮らせるよう、性別による特徴に応じた健康づくりを進めます。

また、生活を取り巻く様々な困難に直面する人々が、その人権が尊重され安心して自立した生活が送れる社会づくりに向けた取組を推進していきます。

(5) 人権が尊重され、DVのないまちづくり（DV防止基本計画）

男女共同参画社会の実現を阻む暴力を根絶するため、DVに対する意識を高めるとともにDV被害者への適切な対応を行うための相談体制や自立支援の取組を推進します。

3 計画の体系

〔基本理念〕

男女がともに尊重し合い、心を通わせる絆のまちながくて

〔基本目標〕

- 1 男女共同参画社会に向けた意識の向上
- 2 女性が活躍できる環境づくり
(女性活躍推進計画)
- 3 あらゆる分野での男女共同参画の推進
- 4 安心して暮らせるまちづくり
- 5 人権が尊重され、DVのないまちづくり
(DV防止基本計画)

〔施策の展開〕

- (1) 男女共同参画に関する広報・啓発の推進
- (2) 学校などにおける男女平等教育の推進
- (1) 男女平等の職場環境づくりの推進
- (2) 女性のチャレンジ支援
- (3) 性別に関わらない仕事と育児・介護の両立支援の推進
- (1) 政策・方針決定過程への女性の参画促進
- (2) 地域活動における男女共同参画の推進
- (3) 防災など様々な分野における男女共同参画の推進
- (1) 生涯を通じた心身の健康づくり
- (2) 様々な困難を抱える人への支援
- (1) DV等に対する啓発の推進
- (2) DV相談体制の整備
- (3) 被害者の自立への支援

〔 重点課題 〕

①男女共同参画に対する情報提供の充実
③男女平等の視点に立った慣習の見直し
⑤性的少数者への理解促進

②男女共同参画に関する学習機会の提供
④国際社会における男女共同参画の推進

①多様な選択を可能にする教育の充実
③男女を区別する慣習の見直し

②性に対する正しい知識についての教育の推進
④男女平等教育に対する教育関係者の意識改革

①団体、企業などにおける女性の参画促進とポジティブ・アクションの推進
②様々なハラスメント防止対策の推進

①子育て後の女性の再就職に対する支援
③女性の起業に対する支援

②女性の職業能力育成に対する支援

①保育施設・サービスの充実
③男女がともに家庭生活に関わられる環境づくり

②子育て支援サービスの充実
④職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

①審議会などにおける女性の登用促進

②管理職などへの女性の登用促進

①地域活動の役職などにおける女性の登用促進
③男女共同参画に取り組む市民グループへの育成と支援

②地域活動への参画促進

①地域防災における男女共同参画の充実

②女性の視点に立った防災対策の推進

①リプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及・啓発
③生涯を通じた健康づくりの推進

②妊娠・出産期のこころと身体の健康づくり

①高齢者・障がいのある人の生活安定と自立支援
③在住外国人に対する生活安定と自立支援

②ひとり親家庭、生活困窮世帯などの生活安定と自立支援

①DVの防止の推進

②デートDV等若年層への啓発の推進

①相談窓口の周知

②性別を問わない総合的相談体制の充実

①早期発見体制の整備
③生活再建に向けた支援の実施

②保護体制の充実

4 数値目標一覧

本計画では基本目標ごとに、取り組むべき施策の指標として以下の数値目標を設定します。

	基本目標	項目	現状値 (2017年度 (平成29年度))	目標値 (2022年度)
1	男女共同参画社会に向けた意識の向上	男女の地域の中での平等意識※	37.7%	40.0%
2		男女共同参画関連図書の蔵書数	408冊	500冊
3	女性が活躍できる環境づくり	一時保育事業の実施園数	6園	7園
4		市内保育施設の受入可能児童数	1,616人	1,767人
5		ファミリーサポートセンターの援助活動ができる会員数	203人	240人
6		児童クラブ・学童保育所の受入人数	689人	900人
7		市男性職員の育児休業の取得率	6.3%	13%以上
8		ファミリー・フレンドリー企業数	3企業	6企業
9	あらゆる分野での男女共同参画の推進	市執行機関及び市付属機関等における女性委員の登用率	37.0%	40.0%以上
10		市執行機関及び市付属機関等における女性委員のいない審議会数	2機関	0機関
11		市女性職員の管理職（課長級以上）への登用率	27.0%	30.0%以上
12		間仕切りなど避難所における女性への配慮備品を備蓄	9箇所分	25箇所分
13	安心して暮らせるまちづくり	「パパママ教室」の夫の参加率	37.66%	43.0%
14		市職員のメンタルヘルスに関する研修等参加のべ人数	192人	300人
15		各がん検診受診率	胸部 63.5% 胃 42.7% 大腸 61.7% 子宮 40.0% 乳腺 53.1%	それぞれ 50%以上
16	人権が尊重され、DVのないまちづくり	DV経験のある市民の割合※	7.3%	0.0%
17		DVに関する相談窓口の認知度※	73.1%	85.0%

※ 男女共同参画に関する市民アンケートで調査する割合

第2章

施策の方向

基本目標1 男女共同参画社会に向けた意識の向上

1-1 男女共同参画に関する広報・啓発の推進

市民意識調査によると、男女の平等意識において、全体として『男性優遇』が『女性優遇』を大幅に上回っており、特に「政治（政策決定）の場」「社会全体」で『男性優遇』が高くなっています。

こうした中、男女共同参画社会を実現するために今後、市が力を入れることについて、「男女の平等と相互の理解や協力について、市広報紙やパンフレットなどでPRする」ことが求められています。

固定的な性別役割分担意識やそれに基づく社会制度・慣行を見直し、市民一人ひとりの意識変革を進めていくために、意識の見直しにつながる情報提供や啓発、男女共同参画に関する法制度の周知、学習機会の提供などを行っていくことが必要です。

また、性的少数者(セクシュアル・マイノリティ)への理解を深め、多様な性を尊重する意識を醸成することも必要となってきています。

重点課題① 男女共同参画に対する情報提供の充実

男女共同参画の理念やジェンダー（社会的性別）の視点について正しく理解されるよう、様々な機会や媒体を通じた情報提供や啓発活動の充実を図ります。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
1	市の情報発信において、固定的な性別役割分担意識にとらわれない表現をしていきます。	○固定的な性別役割分担意識に基づく表現の継続的なチェック ○広報紙等作成にかかるガイドラインの見直し（随時）	情報課 全課
2	広報紙やホームページ等を利用し、男女共同参画に対する意識を啓発していきます。	○国の男女共同参画週間（6月23日～6月29日）、県の男女共同参画月間（10月）等にあわせた広報	たつせがある課
3	男女共同参画に関する情報紙の内容を充実し、男女共同参画意識の普及・啓発をしていきます。	○身近なテーマを取り上げた、わかりやすい情報紙の作成	たつせがある課

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
4	人権週間には、チラシやリーフレットなどで、人権意識の高揚をしていきます。	○高齢者、障がいのある人、子ども等の人権擁護委員との連携強化 ○関係各課と連携・協力した人権に関する啓発の推進	福祉課
5	男女共同参画関連図書を充実していきます。	○男女共同参画関連図書の蔵書の充実	中央図書館

重点課題② 男女共同参画に関する学習機会の提供

男女平等意識や男女共同参画についての意識啓発を図るため、各種講演会や学習会等を開催します。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
6	男女共同参画に関する講演会や学習会などを開催していきます。	○関係各課や関係団体と連携した講演会や学習会の開催	たつせがある課
7	市職員を対象とした男女共同参画に関する研修の機会を提供していきます。	○関係団体主催の研修への参加の検討	たつせがある課 人事課

重点課題③ 男女平等の視点に立った慣習の見直し

家庭において、男女が互いの人格を尊重し、相手の立場を理解して助け合いながら生活していけるよう、幅広い年代を対象とした講座などを開催します。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
8	男女がともに家庭での責任を果たすための意識などの啓発講座を開催していきます。	○育児・家事・子育てなどをテーマにした講演会の開催 ○若年世代からシニア世代まで幅広い年代を対象とした多様な講座の開催	たつせがある課

重点課題④ 国際社会における男女共同参画の推進

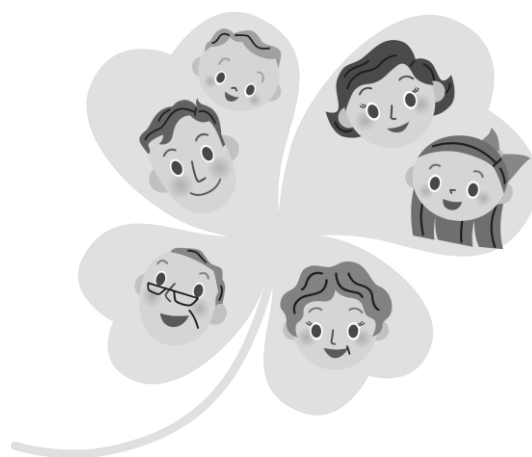
市内在住外国人との交流の機会を活用しながら、国際的な視点からの男女共同参画に関する情報の共有を進めます。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
9	男女共同参画に関する国際的な動向についての情報を収集するとともに、情報発信をしていきます。	○男女共同参画に関する国際的な情報の収集 ○国際交流協会による交流の促進	たつせがある課

重点課題⑤ 性的少数者への理解促進

性的マイノリティ（LGBT※1）に対する人権への配慮に向けて、性別にとらわれない、多様な生き方を認め合えるよう啓発を行います。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
10	チラシやリーフレットなどで、人権意識の高揚をしていきます。	○関係各課と連携・協力した人権に関する啓発の推進	たつせがある課



※1 LGBT：女性同性愛者（レズビアン）、男性同性愛者（ゲイ）、両性愛者（バイセクシャル）、心と体の性の不一致（トランスジェンダー）の頭文字からなる言葉で、性的少数者を表す言葉のひとつ。

1-2 学校などにおける男女平等教育の推進

市民意識調査によると、男女共同参画社会を実現するために今後、市が力を入れることについて、「学校教育において、男女の平等と相互の理解や協力についての学習機会を充実する」の割合が33.7%と前回調査に比べ約10ポイント増加し、幼少期から男女平等教育を推進していくことの重要性が高まっています。

学校などにおいては、ジェンダーにとらわれない個性を尊重した教育を推進するとともに、子どもたちが男女共同参画の考え方に基づく自立及び職業に対する意識を持ち、将来を見通した自己形成を促すための教育が必要です。また、教育関係者に対する研修の充実や、保護者に対する啓発を進めることも必要です。

重点課題① 多様な選択を可能にする教育の充実

男女共同参画について正しい理解を浸透させるため、男女共同参画に関する学習を推進します。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
11	学級活動などで男女区別のない活動を実施していきます。	○性別に関わらず行う学校における諸活動の推進	教育総務課
12	男女共同参画への理解を深める学習を推進していきます。	○育児、家事などにおける男女共同参画の学習の推進	教育総務課

重点課題② 性に対する正しい知識についての教育の推進

社会的な性別（ジェンダー）と生物学的な性別（セックス）について正しく学び、互いの性に対する理解を深めていく教育を推進します。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
13	個人の尊厳を重視した性の認識を深める指導をしていきます。	○市内3か所の中学校における「性」をテーマにした講義の実施	健康推進課
14	命の教育の推進のため、外部講師を招いた学習の機会を提供していきます。	○市内3か所の中学校における「命」「生きる」をテーマにした講義の実施	健康推進課 教育総務課
15	保健体育や学級活動において性教育指導をしていきます。	○保健体育や学級活動における性教育指導の継続 ○性犯罪に遭わないための指導の強化	教育総務課

重点課題③ 男女を区別する慣習の見直し

男女を区別する制度や慣習を見直していきます。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
16	男女混合名簿を広めていきます。	○男女混合名簿の継続利用 ○男女混合名簿を利用する学校の拡大	教育総務課
17	総合的な学習の中で慣習・慣例の見直しをしていきます。	○子どもによる男女平等をテーマとした話し合いの随時実施	教育総務課

重点課題④ 男女平等教育に対する教育関係者の意識改革

教育関係者の学習、研修の充実や意識啓発を行い、資質の向上を図ります。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
18	教育関係者の研修を実施していきます。	○教職員などに対する研修機会の充実 ○教職員などに対する研修への参加促進	教育総務課



「基本目標1 男女共同参画社会に向けた意識の向上」
の達成に向けて

○ 数値目標の設定

	項目	現状値 (2017年度 (平成29年度))	目標値 (2022年度)	担当課
1	男女の地域の中での平等意識※	37.7%	40.0%	たつせがある課
2	男女共同参画関連図書の蔵書数	408冊	500冊	中央図書館

※ 男女共同参画に関する市民アンケートにおいて、地域の中で「平等である」と感じている人の割合

○ 市民や教育・保育関係者の役割

市民

- ・ 固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく、一人ひとりの個性を大切にしましょう。
- ・ 男女共同参画に関する研修・講座や意識啓発の機会に積極的に参加しましょう。
- ・ 周囲の情報の中に、男女に関する偏った表現がないか、差別を助長するようなものがないか注意して確認しましょう。

教育・保育
関係者

- ・ 性別によって区別することなく、個性を尊重した教育や保育を行いましょう。
- ・ 子ども達が性や命について正しく理解できるような教育を行いましょう。
- ・ 子どもの教育に関わる人は、子どもが小さな頃から男女平等の意識を持つことができるよう、自身も男女共同参画に関する理解を深めましょう。

基本目標2 女性が活躍できる環境づくり（女性活躍推進計画）

2-1 男女平等の職場環境づくりの推進

女性活躍推進法が施行され、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会の実現が一層重要となってきています。市民意識調査によると、職場における男女の不平等感は依然として残り、事業所と連携しながら、意識改革や働きやすい環境整備などとともに、事業者によるポジティブ・アクションの取組を促進することが必要です。

また、職場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント^{※1}は人権侵害であるとともに、就労環境を悪化させ、職場の労働意欲を下げる要因となることから、各事業所において様々なハラスメント防止対策を図っていくことが必要です。

重点課題① 団体、企業などにおける女性の参画促進とポジティブ・アクションの推進

男女共同参画の視点の重要性について、団体、企業に意識啓発を図ります。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
19	総合評価落札方式による入札において、「愛知県ファミリー・フレンドリー企業 ^{※2} 登録の有無」を評価項目とします。	○引き続き実施	行政課
20	パンフレットなどを活用し、企業に意識改革の働きかけをしていきます。	○窓口等での働きかけ	たつせがある課

重点課題② 様々なハラスメント防止対策の推進

セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント^{※3}等の各種ハラスメントの根絶に向け、団体、企業に向けた啓発を推進します。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
21	セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント等の防止に向けた広報・啓発を行い、人権尊重の意識づくりを推進していきます。	○市職員を対象とした、各種ハラスメント防止についての要綱策定の検討 ○人権教育指導者研修会への社会教育委員参加による、人権尊重の意識づくりの推進	人事課 生涯学習課

※1 マタニティ・ハラスメント：職場等において妊娠、出産、子育てなどをきっかけとして嫌がらせや不利益な扱いを受けること。

※2 ファミリー・フレンドリー企業：厚生労働省が認定・推奨している、生活と仕事の両立ができる制度を持つ企業のこと。

※3 パワー・ハラスメント：職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範ちゅうを超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること。

2-2 女性のチャレンジ支援

市民意識調査によると、男女共同参画社会を実現するために今後、市が力を入れることについて、「子育てや介護等でいったん仕事をやめた人の再就職を支援する」の割合が5割半ばと高く、女性の継続就業のための環境整備、離職した女性の再就職や起業の支援、能力開発等に関する情報の提供や相談の実施など、就職に対する支援を行うとともに、女性自身の幅広い分野への進出を支援していくことが重要となります。

重点課題① 子育て後の女性の再就職に対する支援

子育て後の女性の再就職に対する支援を図るため、市内の企業や商工会に働きかけをします。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
22	退職者への再就職意思の確認をする働きかけをしていきます。	○窓口等での働きかけ	たつせがある課

重点課題② 女性の職業能力育成に対する支援

企業や事業所内での女性の能力育成に向けた学習機会の提供や、啓発を推進します。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
23	職業能力育成の講習会などへの参加を市民や企業に働きかけていきます。	○窓口等での働きかけ ○公民館講座でのパソコン講座の開催	たつせがある課 生涯学習課

重点課題③ 女性の起業に対する支援

起業の場の提供や情報発信により、起業を目指す女性への支援を行います。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
24	起業の場を提供するなど、起業を目指す女性に対する支援を行っていきます。	○窓口等での働きかけ	たつせがある課

2-3 性別に関わらない仕事と育児・介護の両立支援の推進

市民意識調査によると、仕事における市民の意識について「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方は解消されつつあるものの、仕事・家庭・地域生活などにおいて、理想に比べ現実では『仕事』を優先している人が多く、理想と現実ギャップがある状況です。

また、男女共同参画社会を実現するために今後、市が力を入れることについて、「子育てや介護中であっても、仕事が続けられるよう支援する」「保育施設や保育サービス等の子育て支援を充実する」「労働時間の短縮や在宅勤務、柔軟な労働時間制度など、男性も含めた働き方の見直しを進める」などの割合が高く、ワーク・ライフ・バランスの一層の推進が求められています。

このため、きめ細かな子育て支援・介護支援策の推進や、事業者と労働者双方へのワーク・ライフ・バランスについての積極的な情報提供と啓発、事業者等と連携した職場環境の整備などを進めていくことが必要です。

重点課題① 保育施設・サービスの充実

多様な保育ニーズに対応するため、保育施設の整備に取り組むとともに、延長保育事業や一時保育事業などの保育サービスの充実を図ります。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
25	保護者の就労時間、勤務時間の多様化に対応した延長保育事業や一時保育事業など、保育サービスを充実していきます。	○延長保育事業や一時保育事業の実施体制の整備	子育て支援課
26	待機児童の解消に努めていきます。	○地域型保育事業など新設保育施設の設置や保育園の改築による児童の受入拡充	子育て支援課

重点課題② 子育て支援サービスの充実

働く男女の仕事と家庭生活の両立を支援するため、子育て支援サービスの充実を図ります。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
27	ファミリーサポート事業を充実していきます。	○依頼会員に対応する援助会員の増大のための事業の周知 ○活動中の事故予防のための講習会の充実	子育て支援課
28	子育て支援短期事業（ショートステイ）の周知を図ります。	○広報紙・ホームページにおける周知	子育て支援課
29	子育て支援制度などの情報提供を充実していきます。	○広報紙・ホームページにおける周知 ○育児講座の開催	子育て支援課
30	児童クラブや学童保育所の受入数を拡充していきます。	○ニーズ調査の結果や実際の申込状況を踏まえての児童の受入拡充	子育て支援課
31	子育て支援ボランティアの情報提供をしていきます。	○子育て支援団体同士の交流会の実施及び情報紙の充実・周知	社会福祉協議会

重点課題③ 男女がともに家庭生活に関われる環境づくり

男女がともに家事、育児、介護などに積極的に参加できるような環境づくりに取り組みます。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
32	家事教室（料理、ゴミ分別講習など）を開催していきます。	○「エコ料理教室」の開催 ○「エコ料理教室」の周知による参加者の確保	環境課
33	男女がともに育児、介護などに携わることができるよう公共施設の改善をしていきます。	○施設を新設する際の大人・子ども兼用のおむつ交換ベッドの設置推進 ○男性トイレへのベビーチェア、ベビーベッド設置の推進	全課

重点課題④ 職場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

職場における子育て支援を充実するとともに、育児・介護休業制度の男性の取得促進を図ります。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
34	団体・企業などの要請に応じ、男女共同参画に関する出前講座を実施していきます。	○大学への講師派遣の依頼 ○各団体・企業へ仕事と家庭の調和についての意識啓発の働きかけ	たつせがある課
35	育児・介護休業制度を整備し、男性の取得を働きかけていきます。	○育児・介護休業制度の周知 ○企業等への働きかけ ○窓口等での男性への取得の働きかけ	人事課 たつせがある課
36	パンフレットなどの配布を通じてファミリー・フレンドリー企業に関する情報提供を行い、ファミリー・フレンドリー企業への登録を支援していきます。	○窓口等での働きかけ	たつせがある課
37	子育て期の就労者に対する雇用者への理解を促進していきます。	○窓口等での働きかけ	たつせがある課



「基本目標2 女性が活躍できる環境づくり」 の達成に向けて

○ 数値目標の設定

	項目	現状値 (平成29年度 (2017)年度)	目標値 (2022年度)	担当課
3	一時保育事業の実施園数	6園	7園	子育て支援課
4	市内保育施設の受入可能児童数	1,616人	1,767人	子育て支援課
5	ファミリーサポートセンターの援助活動ができる会員数	203人	240人	子育て支援課
6	児童クラブ・学童保育所の受入人数	689人	900人	子育て支援課
7	市男性職員の育児休業の取得率	6.3%	13%以上	人事課
8	ファミリー・フレンドリー企業数	3企業	6企業	たつせがある課

○ 市民や企業の役割

市 民

- ・男女がともに仕事と家庭のバランスのとれた生活が送れるよう、家族間の共通認識を持つため、家庭内で話し合しましょう。
- ・育児・介護休暇を積極的に活用しましょう。
- ・家事や育児・介護などに積極的に参加しましょう。

企 業

- ・ワーク・ライフ・バランスを実現するための職場環境を整備しましょう。
- ・セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントのない職場づくりに努めましょう。
- ・募集、採用、昇進、給与などにおいて、性別を理由とした格差をなくしましょう。
- ・子どもを持つ人も働きやすいよう、在宅勤務やフレックスタイム、短時間勤務制度といった柔軟な勤務形態についても検討しましょう。

基本目標3 あらゆる分野での男女共同参画の推進

3-1 政策・方針決定過程への女性の参画促進

市民意識調査によると、政治（政策決定）の場での平等感について、“男性の方が優遇されている”の割合が前回調査より増加し、依然として政治の場において男女の不平等感が残っていることがうかがえます。

男女共同参画社会の実現のためには、政策・方針決定の場に男女が対等な立場で参画し、意見が反映されることが重要です。そのために、市民の身近な生活に深く関わりを持つ市政において、市が率先して審議会や行政委員会委員等への女性の選任や、市の女性職員・教職員の職域拡大及び管理職等への登用に積極的に取り組むことが必要です。

重点課題① 審議会などにおける女性の登用促進

審議会や委員会などに女性の登用を進め、政策や方針決定に男女の意見をともに取り入れた市政を推進します。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
38	市執行機関及び市付属機関等における女性委員の登用を40%以上にしていきます。	○委員募集の際の広報・周知の推進 ○市執行機関及び市付属機関等における女性の登用促進に向けた委員選定の推進	経営企画課 全課
39	市執行機関及び市付属機関等における女性委員のいない審議会などを解消していきます。	○あて職 ^{※1} など委員の見直し ○委員募集の際の広報・周知の推進	経営企画課 全課

重点課題② 管理職などへの女性の登用促進

個人の能力や適性を活かした配置を図り、管理職への登用を促進します。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
40	市女性職員の管理職への登用を促進していきます。	○管理職に女性を確保していくための働き方の見直し ○男女の分け隔てない登用を行う人事管理の徹底	人事課

※1 あて職：特定の職にある者を別の特定の職に就かしめる（充てる）こと。付属機関等の委員を公的機関や営利を目的としない法人その他の団体の代表から選任する場合に用いる。

3-2 地域活動における男女共同参画の推進

男女がともに豊かに暮らせる、魅力ある地域社会を形成するには、男女が主体的に地域活動へ参画するための取組が必要です。しかし実際には、働く男性は女性と比較して地域活動への参加が少なく、一方で、役職者には男性が多いという現状があり、地域等で活躍できる女性の育成を図るとともに、働く男女がともに地域活動に参画できるような仕組みづくりを進めていく必要があります。

また、市民意識調査によると、地域活動について、特に女性の20歳代、30歳代で「参加したことはない」の割合が高く、若い世代の地域活動への参画を図っていくことが必要です。

更に、地域で活動する団体等に対しては、これまでの慣行を見直し、意思決定過程への女性の参画の促進に努めるよう意識付けや啓発を行っていくことも必要です。

重点課題① 地域活動の役職などにおける女性の登用促進

組織の責任ある地位への女性の登用を促進します。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
41	女性リーダーの育成を支援していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ○女性リーダー育成機会の提供 ○事業実施の中での女性支援の推進 ○女性リーダー育成セミナー等の情報提供の推進 	たつせがある課 生涯学習課
42	性別に関わらず、地域活動などへの自分の名前での登録を促進していきます。	○活動主体である女性に対する、自分の名前での登録の呼びかけ	全課

重点課題② 地域活動への参画促進

地域活動への参画が特に少ないとされる若い世代でも参加できるよう、活動時間の見直しなどを行うとともに、子育て世代の地域活動への参画を進めます。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
43	P T A活動は、保護者が参加しやすい時間に活動していきます。	○保護者の意見を踏まえた事業の実施	生涯学習課
44	地域活動への参画を促進していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ○地域ボランティアへの参画促進 ○地域共生ステーションにおける、多世代が集まれる仕組みづくりや地域活動への参加促進 	たつせがある課 全課

重点課題③

男女共同参画に取り組む市民グループへの育成と支援

団体等が行う男女共同参画に寄与する取組を支援します。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
45	地域において男女共同参画の視点を持って活動に取り組めるよう働きかけていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ○男女共同参画を促進する団体の育成 ○男女共同参画団体の支援及び協働事業の実施 ○地域活動における、企画段階からの男女共同参画の視点の取り入れ促進 	たつせがある課



3-3 防災など様々な分野における男女共同参画の推進

近年、東日本大震災や熊本地震での避難所の運営方針等で男女共同参画の視点が反映されなかったという教訓を生かして、平時から男女共同参画の視点を持った地域防災体制の整備が求められています。

安全で安心して暮らせるまちづくり、災害に強いまちづくり、また環境にやさしいまちづくりを進めるためには、あらゆる人が参画し、それぞれのニーズの違いをまちづくりに反映させていくことが必要です。

特に、被災時には、女性や高齢者、子どものニーズが軽視されるなど、これらの人々がより厳しい立場に置かれることを考慮し、特に避難所運営に女性の参画は欠かせず、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害対策を推進することが必要です。

重点課題① 地域防災における男女共同参画の充実

地域防災における男女共同参画を推進するため、性別を超えた地域防災活動への参画促進や、防災組織団体等の充実を図ります。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
46	地域の安全の基盤づくりに努め、地域防災への参画を促進していきます。	○地域ボランティアへの参画促進、防災組織への女性登用の促進	安心安全課 たつせがある課

重点課題② 女性の視点に立った防災対策の推進

男女共同参画の観点から震災時の避難所運営に向けた準備を行います。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
47	防災の分野に女性の視点やニーズを取り入れます。	○授乳にも使用できる間仕切りの設置など、避難所における女性への配慮 ○男女共同参画の視点に立った避難所運営訓練等の実施	安心安全課

「基本目標3 あらゆる分野での男女共同参画の推進」 の達成に向けて

○ 数値目標の設定

	項目	現状値 (2017年度 (平成29年度))	目標値 (2022年度)	担当課
9	市執行機関及び市付属機関等における女性委員の登用率	37.0%	40.0%以上	経営企画課 全課
10	市執行機関及び市付属機関等における女性委員のいない審議会数	2機関	0機関	経営企画課 全課
11	市女性職員の管理職（課長級以上）への登用率	27.0%	30.0%以上	人事課
12	間仕切りなど避難所における女性への配慮備品を備蓄	9箇所分	25箇所分	安心安全課

○ 市民や地域の役割

市民

- ・男女ともに、積極的に行政の政策・方針決定過程に参画しましょう。
- ・男女ともに、知識や能力を高められるよう、学習会などに参加しましょう。
- ・性別や年齢に関わらず、積極的に地域活動に参加しましょう。
- ・地域活動などにおいては、男女が区別なく個々の役割を担いましょう。

地域

- ・地域活動団体などにおける会長や役員などの選出について、性別が偏らないような人員の配置に努めましょう。
- ・地域活動や団体活動において、男女双方の意見を取り入れるようにしましょう。

基本目標4 安心して暮らせるまちづくり

4-1 生涯を通じた心身の健康づくり

男女が互いの身体的性差を十分に理解し合い、人権を尊重しつつ、相手に対する思いやりを持って生きていくことは、男女共同参画社会の実現のために重要な要件となります。

男女がともに、生涯にわたり、思春期、成熟期、更年期、高齢期などのライフステージに応じた身体と心の健康管理・保持増進を図っていけるよう、総合的な支援を進めていくために、性差を考慮した適切な医療が受けられる環境づくりを進めていくこと、特に女性に対しては妊娠・出産の可能性があるため、リプロダクティブ・ヘルス／ライツ^{※1}（性と生殖に関する健康と権利）の視点から支援を行うとともに、啓発活動や学習機会の提供を進め、生涯を通じた心身の健康づくりを強化していくことが必要です。

重点課題① リプロダクティブ・ヘルス／ライツの普及・啓発

男女がともに性と生殖に関して正しい知識を持ち、妊娠または出産などにおいて、双方がよりよい協力関係を保つとともに、女性が自らの意思で健康について選択できる自己決定権が尊重され、生涯にわたって健康な生活を営むための環境づくりを目指します。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
48	リプロダクティブ・ヘルス／ライツに関する情報を提供していきます。	○健康推進課等との協働 ○情報提供の推進	たつせがある課
49	あらゆる世代に対して、性に関する相談窓口の設置を検討していきます。	○電話相談や面接相談による対応	健康推進課

重点課題② 妊娠・出産期のころと身体の健康づくり

健康の保持や増進、母性保護に関する正しい知識の普及を推進し、母性保護と母子保健の充実を図ります。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
50	「パパママ教室」を実施し、これから父親、母親になる男女に、健康の保持や母性保護についての正しい知識を普及していきます。	○土日も含めた「パパママ教室」の開催 ○「パパママ教室」の周知による参加者の確保	健康推進課

※1 リプロダクティブ・ヘルス／ライツ：「性と生殖に関する健康・権利」と訳される。いつ何人子どもを産む、産まない、を選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
51	妊産婦・乳幼児健康診査等を実施していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ○妊産婦健康診査・子宮がん検診・乳幼児健康診査の費用の助成 ○3～4か月児健康診査、10～11か月児相談、1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査、3歳8か月児健康診査、5歳児すこやか発達相談の実施 	健康推進課
52	新生児・妊産婦・乳幼児家庭訪問を実施していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ○3～4か月児までの乳幼児とその保護者を対象とした全戸訪問の実施 ○必要に応じた妊産婦・乳幼児家庭訪問の実施 	健康推進課
53	不妊治療などを支援していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ○一般不妊治療費用の一部助成 	健康推進課
54	産前・産後のサポートをしていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ○産前・産後ヘルパーの派遣 ○産後ケア事業の実施 	健康推進課

重点課題③

生涯を通じた健康づくりの推進

健康寿命の延伸に向けて、健康についての正しい知識の普及を行うとともに、疾病の早期予防、早期発見、早期治療を目指し、健康づくりを推進する環境を整備します。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
55	こころの健康に関する取組を実施していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ○メンタルヘルス研修への市職員の参加促進 ○精神科医顧問による市職員向け講座の開催 ○こころの健康に関する知識の普及 	人事課 健康推進課
56	各種検診について受診を促し、受診率の向上を図っていきます。	<ul style="list-style-type: none"> ○各種健診の受診勧奨 	健康推進課

4-2 様々な困難を抱える人への支援

市民意識調査によると、男女共同参画社会を実現するために今後、市が力を入れることについて、「介護施設や介護サービス等の福祉施策を充実する」の割合が51.4%と前回調査に比べ約13ポイント増加し、福祉施策の一層の充実が求められています。

こうした中、様々な困難を抱えた人々が、地域で安定、安心した生活を送れるようにするためには、雇用の安定や安心できる生活環境の確保、自立生活を支援するとともに、生きがいつくりや社会的孤立の解消を含めた総合的かつきめ細かな支援を進める必要があります。

重点課題① 高齢者・障がいのある人の生活安定と自立支援

支援が必要な人に対するサービス提供を充実するとともに、介護者に対する情報提供などを行い、双方の心身の負担軽減を図ります。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
57	関係機関と連携を図り、高齢者・障がいのある人へのサービスの円滑な提供を推進していきます。	○地域の人材やサービスを活用した地域包括ケア体制の整備	福祉課 長寿課 子育て支援課
58	高齢者・障がいのある人及び介護者双方の負担軽減のためのサービス等の情報提供を図っていきます。	○広報紙・ホームページを利用した情報提供の推進	福祉課 長寿課 子育て支援課

重点課題② ひとり親家庭、生活困窮世帯などの生活安定と自立支援

地域や家庭で安心して生活できるよう、経済的自立に向けた支援と、生活上の悩みや問題を解消するための相談体制の充実を図ります。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
59	ひとり親等の家庭の自立を目的に、生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談を行います。	○母子・父子自立支援員による相談体制の充実 ○広報紙・ホームページを利用した、ひとり親等に対する支援の周知	子育て支援課
60	医療費の自己負担分を助成し経済的な自立支援を推進していきます。	○広報紙・ホームページを利用した周知 ○子育て支援課との連携による手続きの案内	保険医療課
61	相談窓口、支援情報の周知を図っていきます。	○広報紙・ホームページなどによる相談窓口の周知	子育て支援課 悩みごと相談室

重点課題③ 在住外国人に対する生活安定と自立支援

在住外国人のために、子育て、就労の情報提供やDV被害の相談体制の充実に努め、安心して生活できる環境づくりを推進します。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
62	在住外国人に対する情報提供、相談機能を充実していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ○各種広報物や案内、防災マップや道路標示看板における、英語をはじめとする多言語の併記など、外国人への配慮 ○国際交流協会の活動を通じた情報提供の推進 ○在住外国人への就労支援や労務相談への対応 	たつせがある課 全課
63	関係課と連携して、在住外国人の健康支援、子育て支援のための相談窓口を充実していきます。	<ul style="list-style-type: none"> ○電話や面接での個別対応 	健康推進課

コラム2

リプロダクティブ・ヘルス/ライツ
(性と生殖に関する健康と権利)

リプロダクティブ・ヘルス/ライツとは『性と生殖に関する健康・権利』と訳されます。1994年にエジプトのカイロで開かれた国際人口開発会議にて提唱された概念です。

リプロダクティブ・ヘルス(性と生殖に関する健康)とは、「人間の生殖システム、その機能と(活動)過程の全ての側面において、単に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態にあることを指す」とされています。

また、リプロダクティブ・ライツ(性と生殖に関する権利)は、「全てのカップルと個人が自分たちの子どもの数、出産間隔、並びに出産する時を責任をもって自由に決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利、並びに最高水準の性に関する健康及びリプロダクティブ・ヘルスを得る権利」とされています。



「基本目標4 安心して暮らせるまちづくり」 の達成に向けて

○ 数値目標の設定

	項目	現状値 (2017年度 (平成29年度))	目標値 (2022年度)	担当課
13	「パパママ教室」の夫の参加率	37.66%	43.0%	健康推進課
14	市職員のメンタルヘルスに関する研修等参加のべ人数	192人	300人	人事課
15	各がん検診受診率	胸部 *63.5% 胃 *42.7% 大腸 *61.7% 子宮 *40.0% 乳腺 *53.1%	それぞれ 50%以上	健康推進課

○ 市民や地域等の役割

市 民

- ・自分や家族の健康について関心を持ちましょう。
- ・各種検診を積極的に受診するようにしましょう。気になる症状があれば、早めに医療機関を受診し、早期発見・早期治療を心がけましょう。
- ・健康づくりに関する学習機会に積極的に参加し、必要に応じて相談機関を利用しましょう。
- ・高齢者や障がいのある人など、地域の中で支援が必要な人を見守り、声をかけるなど、できる限り支援しましょう。

地 域

- ・地域で積極的な交流を図り、お互いに顔の見える関係づくりを進めましょう。
- ・地域みんなで健康づくりに取り組みましょう。

企 業

- ・職場において、健康診査の受診を呼びかけましょう。
- ・従業員のこころの健康に配慮しましょう。

基本目標5 人権が尊重され、DVのないまちづくり（DV防止基本計画）

5-1 DV等に対する啓発の推進

男女間のあらゆる暴力は決して許されるものではなく、深刻な人権侵害です。しかし、そうした暴力に直接関わりのない人にとっては、個人や家庭内などの限られた中での問題であると考えられがちであり、被害が潜在化・深刻化しやすい傾向にあります。

男女共同参画の実現を阻むDV等、男女間に起こるあらゆる暴力の根絶に向け、市民一人ひとりが正しい理解を深めていくことが求められています。本計画策定に向けたアンケート結果では、若い世代のDV被害が多かったことから、デートDV^{※1}など、恋人間における暴力についての周知・啓発を進め、若い世代における理解をさらに深めることで、将来的な発生の防止を図ることが重要です。

また、面前DV^{※2}による児童への心理的虐待が増加していることから、面前DVが児童虐待にあたることについても理解・啓発に努めます。

重点課題① DVの防止の推進

様々な媒体を活用したDV防止に関する広報・啓発活動を進めるとともに、若年者に対する意識醸成も図ります。また、配偶者に対する暴力と関連の深い児童虐待について、早期発見のネットワークづくりとともに、未然に防ぐための取組を進めます。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
64	広報紙・ホームページを利用し、暴力は人権侵害であるとの意識を啓発していきます。	○暴力をなくす運動（11月12日～25日）に合わせた広報	子育て支援課
65	性の商品化などの有害な環境から青少年を守る活動をしていきます。	○市ホームページで非行防止のための啓発を実施	生涯学習課
66	広報紙・ホームページを利用し、児童虐待防止に対する意識を啓発していきます。児童の面前でのDV行為は、児童に対する心理的虐待に当たることの理解を図るための啓発活動をしていきます。	○児童虐待防止推進月間（11月）にあわせた広報	子育て支援課
67	すぐに対応できる相談体制と児童虐待防止などへの支援、ネットワークの強化に取り組んでいきます。	○家庭児童相談室の充実 ○相談室における専門職の知識の向上	子育て支援課

※1 デートDV：特に10代や20代などの若い世代で生じる、結婚していない男女間での体、言葉、態度による暴力のこと。

※2 面前DV：子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうこと。

重点課題② デートDV等若年層への啓発の推進

市民意識調査によると、若年層のDV被害の割合が男性、女性とも高くなっていることから、デートDVなど、恋人間における暴力についての周知啓発を進めます。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
68	学生（児童・生徒）等、若年層を対象に、デートDV等の理解を促進するための啓発活動を行います。	○学生等を対象に、デートDVについての認識を高める教育・学習の充実	子育て支援課 たつせがある課

5-2 DV相談体制の整備

2007年（平成19年）のDV防止法の改正に伴い、相談体制の強化など配偶者の暴力に対する市町村の取組の強化が求められています。しかし、相談窓口の認知度は本市においても高いとは言えず、被害者にとっての身近な相談窓口のさらなる周知が求められています。

また、一層複雑・多様化する社会状況のもとで、被害者・加害者の置かれている状況や背景を理解しながら適切な対応ができるよう、相談員の専門性の確保を図るとともに、関係機関のネットワーク化を進めていく必要があります。性別や年齢を問わず、相談しやすい体制づくりや相談体制の整備に努めていきます。

重点課題① 相談窓口の周知

DVに関する相談窓口や支援情報について、性別や年齢を問わず、外国人も含め広く市民に周知します。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
69	相談窓口、支援情報の周知を図っていきます。	○リーフレットやカードの配布などによる相談窓口の周知	子育て支援課
70	外国人へ相談窓口を周知していきます。	○外国語のリーフレットやカードの配布などによる相談窓口の周知	子育て支援課

重点課題② 性別を問わない総合的相談体制の充実

より多様な相談内容に対応できるよう、研修機会などの充実を図り、相談員の資質向上を図ります。性別を問わず、相談しやすい体制づくりに努めていきます。

また、各関係機関が情報を共有し、相談体制を確立します。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
71	DV被害者の相談、支援に携わる相談員の専門知識の習得や研修の充実を図ります。	○DV被害者保護支援に関する研修への参加促進	子育て支援課
72	DVの二次被害 ^{※1} を防ぐために相談担当者及び関係職員の資質の向上に努めていきます。	○DV被害者保護支援に関する研修への参加促進	子育て支援課
73	DV被害者が抱える諸問題を解決するために、専門窓口との連携強化に取り組んでいきます。	○専門相談窓口との支援の連携	子育て支援課 悩みごと相談室 社会福祉協議会
74	顕在化しつつある男性のDV被害にも対応するため、男性でも相談しやすい体制づくりに努めていきます。	○子育て支援課で実施している「女性相談」が男性でも相談できることの周知 ○県の男性DV相談窓口についてホームページ等での周知	子育て支援課
75	障がい者虐待の防止のため、相談体制を整備していきます。	○虐待の通報義務などの市民への周知 ○障がい者虐待防止における情報が収集できるネットワークシステムづくり	福祉課
76	DV被害者の安全確保のため、庁内及び関係機関の情報管理・伝達の適正化、ネットワークの強化に取り組んでいきます。	○住民基本台帳事務における支援措置対象者等のDV被害者に関する、関係機関での情報共有と適切な管理の推進 ○ネットワークのシステムの強化	市民課 子育て支援課 関係各課

※1 二次被害：DV被害者を支援する側が、DV被害者の置かれている状況やDV自体に関して理解が不足しているために被害者に対して不適切な対応をとることにより、被害者がさらに被害を受けること。

5-3 被害者の自立への支援

DV被害者の生活再建と自立のための支援を着実にやっていくことは、生活に直結する行政サービスを担う市に求められる重要な課題です。

通報義務の周知徹底により、地域住民などによる発見機能を強化するとともに、被害からの回復のための取組の推進と的確な対応を行うため、関係機関が連携して被害者の救済や自立支援に、きめ細かく対応することが必要です。

重点課題① 早期発見体制の整備

DVに関する正しい知識の普及を行い、通報義務を周知徹底することで、DV被害などの早期発見体制を整備します。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
77	教職員、保育士、保健師、保護者等へ、被害者保護の正しい理解や通報などの義務について啓発をしていきます。	○関係職員や保護者への意識啓発 ○被害者保護のための情報管理の徹底	子育て支援課 健康推進課 教育総務課

重点課題② 保護体制の充実

必要に応じて遅滞なく専門的な支援が行えるよう、庁内の関係各課のみならず、県や児童相談所との連携の他、警察や関係機関との連携強化を図り、関係機関と連携し、DV被害者などの保護に努めます。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
78	県、児童相談所、警察など関係機関との連携による被害者保護体制を確立していきます。	○関係機関の連携強化とネットワークシステムづくり	子育て支援課

重点課題③ 生活再建に向けた支援の実施

被害者の立場に立った自立支援の機能の強化に向け、被害者の抱える問題に沿って必要な情報提供や支援に取り組みます。

No.	取組内容	今後の方向性	担当課
79	DV被害などに起因するひとり親家庭の就労をはじめ、自立に向けた支援をしていきます。	○一時的に生活援助が必要な場合のヘルパー派遣 ○広報紙・ホームページでの周知 ○専門相談窓口との連携	子育て支援課 関係各課

「基本目標5 人権が尊重され、DVのないまちづくり」 の達成に向けて

○ 数値目標の設定

	項目	現状値 (2017年度 (平成29年度))	目標値 (2022年度)	担当課
16	DV経験のある市民の割合※	7.3%	0.0%	子育て支援課
17	DVに関する相談窓口の認知度※	73.1%	85.0%	子育て支援課

※ 男女共同参画に関する市民アンケートで調査する割合

○ 市民の役割

市民

- ・DVについての正しい情報を積極的に収集し、暴力は重大な人権侵害であるという認識を持ちましょう。
- ・暴力を発見した場合は見て見ぬふりをせず、被害者に対する相談窓口の紹介や、関係機関に情報を伝えましょう。

第3章

計画の推進

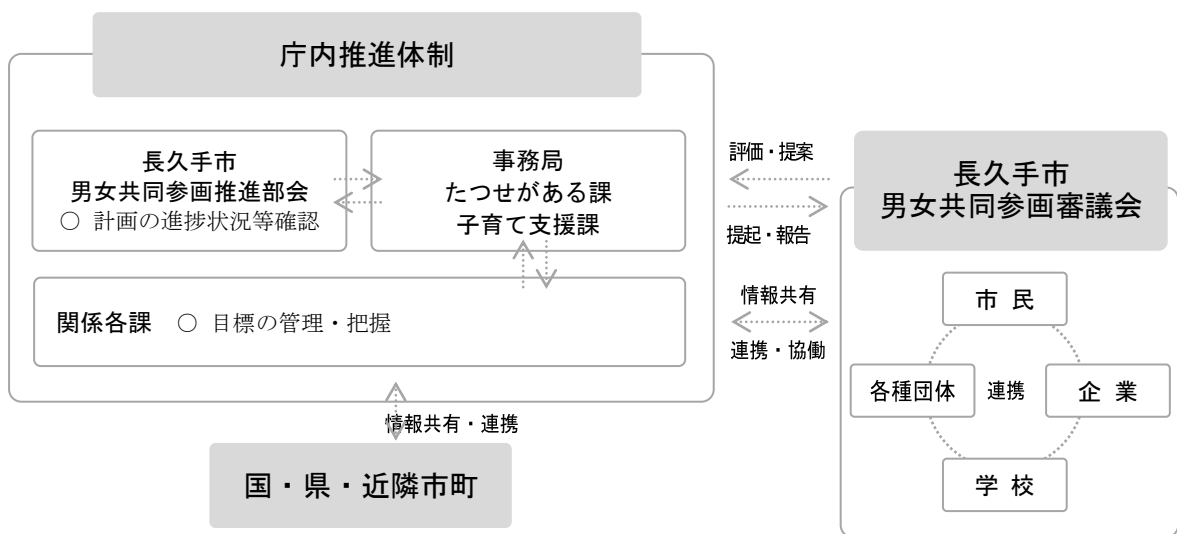
1 計画の進捗管理

男女共同参画に関する施策は多岐にわたるため、庁内関係部局からなる長久手市男女共同参画推進部会を設置し、庁内の男女共同参画に関する意識改革や資質の向上に向けた取組を行うとともに、男女共同参画基本計画（女性活躍推進計画、DV防止基本計画を含む）の進捗確認を行います。また、長久手市男女共同参画審議会において、定期的に取り組内容の進捗状況確認や検証を行い、市の施策の推進を図ります。

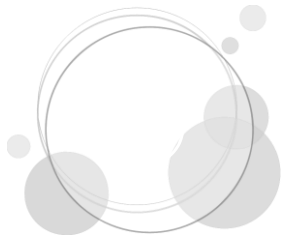
2 市と企業・各種団体等との協働と連携

市と市民、学校、企業、団体などが互いの自立性を尊重し、それぞれの得意分野や特徴を生かして連携し合うことにより、男女共同参画社会の実現を目指します。

なお、計画の推進にあたっては、「長久手市みんなでつくるまち条例」に沿って施策を実施します。



資料編



参考資料

1 長久手市の男女共同参画を推進する条例

平成 21 年 3 月 31 日

条例第 1 号

附則

男女は、個人として尊重され、法の下に平等であることが日本国憲法において保障されています。

長久手市では、男女が性別にとらわれず個性と能力を発揮し、利益と責任を分かち合えるまちづくりを進めてきました。これは、国が制定した男女共同参画社会基本法の理念を踏まえるとともに、国際社会の動きとも協調した取組です。

しかし、男女の役割を固定的にとらえる意識や社会慣行は、今なお根強く残っており、真の男女平等の達成には、まだ多くの課題があります。すべての市民が、なかでも次代を担う子どもたちが夢と希望をもって生き生きと暮らせるよう、市、市民、事業者及び教育関係者が協働し、これからも力強くまちづくりを進めていくことが必要です。

私たちは、男女の人権が尊重され、かつ、社会情勢の変化に対応することができる豊かで活力ある男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するため、この条例を制定します。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民、事

業者及び教育関係者の責務を明らかにするとともに、市の男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定め、これを総合的かつ計画的に推進し、市、市民、事業者及び教育関係者が協働して取り組むことにより、男女が自立し、尊重し合い、幸せに暮らせる社会を実現することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって家庭、地域、学校、職場その他の社会のあらゆる分野(以下「社会のあらゆる分野」という。)における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 市民 市内に住所を有する者及び市内に通勤又は通学する者をいう。
- (3) 事業者 市内において営利、非営利を問わず事業活動を行う個人及び法人をいう。
- (4) 教育関係者 市内においてあらゆる教育又は保育に携わる者をいう。

- (5) ドメスティック・バイオレンス 配偶者若しくは恋人等親密な関係にある、又は親密な関係にあった異性から振られる身体的又は精神的な苦痛を与えられる暴力的行為をいう。
- (6) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手の生活環境を害すること又はその相手に不利益を与えることをいう。
- (7) 積極的改善措置 社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (基本理念)

第3条 男女共同参画は、次の各号に掲げる基本理念に基づいて、推進されなければならない。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、女性に対する暴力が根絶されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 性別による固定的な役割分担等に基づく社会における制度又は慣行が、男女の社会における活動の自由な選択に対して影響を及ぼすことのないよう配慮されること。
- (3) 男女は、社会の対等な構成員として、市の政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に、男女が共同して参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動及び職業生活と地域生活等社会における活

動に対等に参画することができるように配慮されること。

- (5) 男女共同参画は、国際的協調の下に推進されること。
- (市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

- 2 市は、市民、事業者及び教育関係者と協働して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。
- 3 市は、率先して男女共同参画を推進しなければならない。
- (市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、社会のあらゆる分野において、積極的に男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、男女が共同して参画することができる体制の整備に積極的に取り組むよう努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。
- (教育関係者の責務)

第7条 教育関係者は、基本理念にのっとり、教育及び保育の場において、男女共同参画の推進に配慮した教育及び保育を行うように努めなければならない。

- 2 教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 権利侵害の禁止等

(性別による権利侵害の禁止)

第8条 何人も、社会のあらゆる分野において、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 性別による差別的取扱い
- (2) ドメスティック・バイオレンス
- (3) セクシュアル・ハラスメント

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第9条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担並びに異性に対する暴力的行為及び性的いやがらせを助長し、又は連想させる表現及び過度の性的な表現を行わないよう努めなければならない。

第3章 基本的施策

(基本計画)

第10条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画に関する基本計画(以下「基本計画」という。)を策定しなければならない。

- 2 市は、基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ、長久手市男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。
- 3 市は、基本計画を定めるに当たっては、市民、事業者及び教育関係者の意見を反映することができるよう努めなければならない。
- 4 市は、基本計画を定めたときは、速やかにこれを公表しなければならない。
- 5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(積極的改善措置)

第11条 市は、社会のあらゆる分野における活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合は、市民、事業者及び教育関係者と協力し、積極的改

善措置を講ずるよう努めなければならない。

(実施状況の公表)

第12条 市は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、及び公表しなければならない。

(性と生殖に関する健康と権利)

第13条 市は、性と生殖に関する健康と権利が十分に尊重されるように、情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

(雇用の分野における男女共同参画の推進)

第14条 市は、雇用の分野における男女共同参画を推進するため、事業者に情報の提供その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

2 市は、必要があると認めるときは、事業者に男女共同参画の推進に関する調査について協力を求めることができる。

(家庭生活と職業生活等との両立支援)

第15条 市は、男女が共に協力し、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動と職業生活と地域生活等における活動を両立することができるよう、必要な支援を行うよう努めなければならない。

(教育及び学習の支援)

第16条 市は、男女共同参画について理解が深まるように、幼児期からの学習を支援するとともに、学校教育、家庭教育その他の教育において、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(国際的協調)

第17条 市は、国際的な理解及び協調の下に男女共同参画を推進するため、市民と外国人との交流の促進、国際的な情報

の収集その他の必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究)

第18条 市は、男女共同参画の推進に必要な調査、研究及び情報の収集を行わなければならない。

(施策に対する意見及び人権侵害の申出等)

第19条 市民、事業者及び教育関係者は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画に影響を及ぼすと認められる施策についての意見を市長に申し出ることができる。

2 市民は、男女共同参画の推進を阻害する要因によって人権を侵害された場合には、市長にその旨を申し出ることができる。

3 市長は、前2項の規定による申出があったときは、長久手市男女共同参画審議会に報告するとともに、適切な処理に努めなければならない。

(活動拠点)

第20条 市は、市民、事業者及び教育関係者の男女共同参画の推進に関する取組を支援するため、活動拠点の整備に努めるものとする。

第4章 男女共同参画審議会

(男女共同参画審議会)

第21条 男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、長久手市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、基本計画の策定及び変更その他男女共同参画の推進に関する重要事項を調査し、又は審議する。

3 審議会は、前項の規定により調査し、又は審議した事項に関しては、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員10人以内で組織する。

5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、再任することができる。

7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 その他

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に定められている第2次長久手町男女共同参画プランは、第10条第1項の規定により定められた基本計画とみなす。

(長久手町特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
改正)

3 長久手町特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和36年長久手村条例第2号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

2 長久手市男女共同参画審議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長久手市の男女共同参画を推進する条例(平成21年長久手町条例第1号)第21条第7項の規定に基づき、長久手市男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関する事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 審議会の委員は、市民、学識経験のある者その他市長が必要と認める者のうちから、市長が委嘱する。

(会長及び副会長)

第3条 審議会に会長及び副会長を各1人置く。会長は委員の互選により定め、副会長は委員の中から会長が指名する。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会の議長は、会長をもって充てる。

3 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、企画部市民協働課において処理する。

(平24規則13・一部改正)

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則(平成24年規則第13号)抄

(施行期日)

1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。

3 委員名簿

■長久手市男女共同参画審議会

	名 前	所 属 等
1	浅井 弘子	長久手市国際交流協会
2	板倉 純子	公募委員
3	夏目 知好	長久手市小中学校校長会（北小学校長）
4	中島 美幸	愛知淑徳大学
5	野寄 スマ子	人権擁護委員
6	井上 信乃	長久手市小中学校PTA連絡協議会（長久手小学校）
7	福田 千春	愛知県尾張福祉相談センター
8	松原 しすい	公募委員
9	水野 道子	長久手市民生委員児童委員協議会
10	山本 かほり	愛知県立大学

(敬称略)

4 長久手市男女共同参画推進部会設置要綱

(要綱の趣旨)

第1 この要綱はプロジェクト・チーム設置基準(昭和61年長久手町訓令第4号)第2に基づき、市に設置する長久手市男女共同参画推進部会(以下「部会」という。)の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的及び名称)

第2 男女共同参画の実現をめざし、長久手市男女共同参画基本計画(長久手市DV防止基本計画を含む。)に基づく施策の進捗状況の確認や検討及び男女共同参画施策の推進主体となる職員の資質向上を目的として設置する。設置する部会の名称は、長久手市男女共同参画推進部会とする。

(職務)

第3 部会は、長久手市の男女共同参画施策の推進するため、次の職務を行う。

- (1) 男女共同参画基本計画(長久手市DV防止基本計画を含む。)の施策の進捗に関する事。
- (2) 男女共同参画施策の検討に関する事。
- (3) 男女共同参画施策に係る情報交換に関する事。
- (4) その他男女共同参画社会の実現に必要な事項に関する事。

(組織)

第4 部会の出席者は、各課等の係長級の職員とする。ただし、所属長が必要があると認めるときは、この限りでない。

2 部会に座長を置き、座長はくらし文化部たつせがある課長とする。

(会議)

第5 部会の会議は、座長が必要に応じて招集する。

2 座長が必要があると認めるときは、部会員以外の関係者に部会への出席を求めることができる。

(報告)

第6 部会の座長は、必要に応じて部会内容等について市長及び関係者に報告するものとする。

(設置期間)

第7 部会の設置期間は、平成25年7月1日から目的を達成するまでとする。

(庶務)

第8 部会の庶務は、くらし文化部たつせがある課において所掌する。

(要綱の失効)

第9 この要綱は、部会が解散した時点で効力を失う。

(委任)

第10 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月15日から施行する。

5 策定経過

1 長久手市男女共同参画審議会

日 程	内容等
2018（平成30）年5月24日	第1回長久手市男女共同参画審議会 ・平成30年度長久手市男女共同参画事業計画（案）について ・第3次長久手市男女共同参画基本計画について ・市民意識調査（案）について
2018（平成30）年8月9日	第1回長久手市男女共同参画推進部会 ・第2次長久手市男女共同参画基本計画の取組状況調査について ・第3次長久手市男女共同参画基本計画策定方針について ・第3次長久手市男女共同参画基本計画の体系（案）について
2018（平成30）年8月30日	第2回長久手市男女共同参画審議会 ・第2次長久手市男女共同参画基本計画の取組状況について ・第3次長久手市男女共同参画基本計画の進捗状況について ・第1回長久手市男女共同参画推進部会の開催結果について ・市民意識調査の単純集計結果について ・第3次長久手市男女共同参画基本計画の体系案について ・男女共同参画市民フォーラムについて
2018（平成30）年10月31日	第2回長久手市男女共同参画推進部会 ・市民意識調査の結果について ・各課ヒアリングシートの結果について ・第3次長久手市男女共同参画基本計画の重点課題について ・第3次長久手市男女共同参画基本計画の各課取組内容（案）について
2018（平成30）年12月12日	第3回長久手市男女共同参画審議会 ・平成30年度男女共同参画標語・川柳 優秀作品の選定について ・平成30年度ながくて市民まつりの開催結果について ・第1回男女共同参画市民フォーラムの開催結果について ・市民意識調査の結果概要について ・庁内及び団体ヒアリングの結果概要について ・第3次長久手市男女共同参画基本体系（案）について ・重点課題の達成に向けた各課取組事項（案）について

日 程	内容等
2019（平成31）年3月18日	第4回長久手市男女共同参画審議会 ・2019（平成31）年度男女共同参画事業計画（案）について ・2019（平成31）年度DV関連事業計画（案）について ・男女共同参画情報紙（にじいろ、自分らしく）の作成について ・男女共同参画施策推進のための意見書について ・第3次長久手市男女共同参画基本計画（案）について ・第3次長久手市男女共同参画基本計画概要版（案）について

2 計画策定において市民関わったものについて

時期	内容	市民参加人数
7月	市民意識調査（対象：18歳以上の市民2,000人）	726人
8月	庁内各課へのヒアリングの実施	—
9月	関係団体へのヒアリングの実施（対象：16団体）	16団体
10月	連続講座①の開催	11人
11月	連続講座②の開催	12人
	市民参加型のフォーラム①を開催	19人
	市民まっりの男女ブースでの意見収集	70人
12月	北小学校において出前講座を実施	149人
2月	パブリックコメント案提示	2人
	パブコメ説明会及び市民フォーラム②を合同開催	15人
	合計)	1,004人 +16団体

6 用語解説

※（ ）内は、計画書本編中における該当ページ数を示す

【あ行】

あて職（P50）

特定の職にある者を別の特定の職に就かしめる（充てる）こと。付属機関等の委員を公的機関や営利を目的としない法人その他の団体の代表から選任する場合に用いる。

L G B T（P40）

女性同性愛者（レズビアン）、男性同性愛者（ゲイ）、両性愛者（バイセクシャル）、心と体の性の不一致（トランスジェンダー）の頭文字からなる言葉で、性的少数者を表す言葉のひとつ。

エンパワーメント（P3）

自らの意識と能力を高め、家庭や地域、職場などあらゆる分野で政治的、経済的、社会的、文化的な力をつけること。また、そうした力を持った主体的な存在となり、力を発揮し行動していくこと。

【さ行】

ジェンダー（P2、24、31、38、40、41）

生物学的な性別であるセックス（sex）とは区別して使われる社会的、文化的に形成された「男性像」「女性像」のこと。

セクシュアル・ハラスメント（P30、44、49）

性的ないやがらせのこと。特に雇用の場においては、「職場（労働者が業務を遂行する場所）において行われる性的な言動に対する女性労働者の対応により、女性労働者とその労働条件につき不利益を受けることまたは性的な言動により女性労働者の就業環境が害されること」とされている。

【た行】

デートDV（P60、61）

特に10代や20代などの若い世代で生じる、結婚していない男女間での体、言葉、態度による暴力のこと。

D V（ドメスティック・バイオレンス）

（P1～4、22、24、34～37、58、60～65）

配偶者（事実婚、別居を含む）やパートナーなど親密な関係にある、またはあった人から振られる暴力のこと。暴力には殴る蹴るなどの身体的暴力のみならず、大声でどなる、外出や交友関係を制限する、生活費を渡さない、性行為を強要するといった精神的苦痛や経済的抑圧なども含まれる。

【な行】**二次被害（P62）**

DV被害者を支援する側が、DV被害者の置かれている状況やDV自体に関して理解が不足しているために被害者に対して不適切な対応をとることにより、被害者がさらに被害を受けること。

【は行】**パワー・ハラスメント（P44、49）**

職権などのパワーを背景にして、本来の業務の範ちゅうを超えて、継続的に人格と尊厳を侵害する言動を行い、就業者の働く関係を悪化させ、あるいは雇用不安を与えること。

ファミリー・フレンドリー企業（P37、44、48、49）

厚生労働省が認定・推奨している、生活と仕事の両立ができる制度を持つ企業のこと。

ポジティブ・アクション（P2、3、44）

男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

【ま行】**マタニティ・ハラスメント（P44）**

職場等において妊娠、出産、子育てなどをきっかけとして嫌がらせや不利益な扱いを受けること。

面前DV（P60）

子どもの目の前で家族に対して暴力をふるうこと。

【ら行】**リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（P36、55、58）**

「性と生殖に関する健康・権利」と訳される。いつ何人子どもを産む、産まない、を選ぶ自由、安全で満足のいく性関係、安全な妊娠・出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれている。

7 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約

この条約の締約国は、

国際連合憲章が基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の権利の平等に関する信念を改めて確認していることに留意し、

世界人権宣言が、差別は容認することができないものであるとの原則を確認していること、並びにすべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳及び権利について平等であること並びにすべての人は性による差別その他のいかなる差別もなしに同宣言に掲げるすべての権利及び自由を享有することができることを宣明していることに留意し、

人権に関する国際規約の締約国がすべての経済的、社会的、文化的、市民的及び政治的権利の享有について男女に平等の権利を確保する義務を負っていることに留意し、

国際連合及び専門機関の主権の下に各国が締結した男女の権利の平等を促進するための国際条約を考慮し、

更に、国際連合及び専門機関が採択した男女の権利の平等を促進するための決議、宣言及び勧告に留意し、

しかしながら、これらの種々の文書にもかかわらず女子に対する差別が依然として広範に存在していることを憂慮し、

女子に対する差別は、権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反するものであり、女子が男子と平等の条件で自国の政治的、社会的、経済的及び文化的活動に参加する上で障害となるものであり、社会及び家族の繁栄の増進を阻害するものであり、また、女子の潜在能力を自国及び人類に役立てるために完全に開発することを一層困難にするものであることを想起し、

窮乏の状況においては、女子が食糧、健康、教育、雇用のための訓練及び機会並びに他の必要と

するものを享受する機会が最も少ないことを憂慮し、

衡平及び正義に基づく新たな国際経済秩序の確立が男女の平等の促進に大きく貢献することを確信し、

アパルトヘイト、あらゆる形態の人種主義、人種差別、植民地主義、新植民地主義、侵略、外国による占領及び支配並びに内政干渉の根絶が男女の権利の完全な享有に不可欠であることを強調し、

国際の平和及び安全を強化し、国際緊張を緩和し、すべての国（社会体制及び経済体制のいかんを問わない。）の間に相互に協力し、全面的かつ完全な軍備縮小を達成し、特に嚴重かつ効果的な国際管理の下での核軍備の縮小を達成し、諸国間の関係における正義、平等及び互惠の原則を確認し、外国の支配の下、植民地支配の下又は外国の占領の下にある人民の自決の権利及び人民の独立の権利を実現し並びに国の主権及び領土保全を尊重することが、社会の進歩及び発展を促進し、ひいては、男女の完全な平等の達成に貢献することを確認し、

国の完全な発展、世界の福祉及び理想とする平和は、あらゆる分野において女子が男子と平等の条件で最大限に参加することを必要としていることを確信し、

家族の福祉及び社会の発展に対する従来完全には認められていなかった女子の大きな貢献、母性の社会的重要性並びに家庭及び子の養育における両親の役割に留意し、また、出産における女子の役割が差別の根拠となるべきではなく、子の養育には男女及び社会全体が共に責任を負うことが必要であることを認識し、

社会及び家庭における男子の伝統的役割を女子の役割とともに変更することが男女の完全な平等の達成に必要なであることを認識し、

女子に対する差別の撤廃に関する宣言に掲げられている諸原則を実施すること及びこのために女子に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための必要な措置をとることを決意して、
次のとおり協定した。

第1部

第1条

この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子（婚姻をしているかいないかを問わない。）が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

第2条

締約国は、女子に対するあらゆる形態の差別を非難し、女子に対する差別を撤廃する政策をすべての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意し、及びこのため次のことを約束する。

(a) 男女の平等の原則が自国の憲法その他の適当な法令に組み入れられていない場合にはこれを定め、かつ、男女の平等の原則の実際的な実現を法律その他の適当な手段により確保すること。

(b) 女子に対するすべての差別を禁止する適当な立法その他の措置（適当な場合には制裁を含む。）をとること。

(c) 女子の権利の法的な保護を男子との平等を基礎として確立し、かつ、権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護することを確保すること。

(d) 女子に対する差別となるいかなる行為又は慣行も差し控え、かつ、公の当局及び機関がこの義務に従って行動することを確保すること。

(e) 個人、団体又は企業による女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとること。

(f) 女子に対する差別となる既存の法律、規則、慣習及び慣行を修正し又は廃止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとること。

(g) 女子に対する差別となる自国のすべての刑罰規定を廃止すること。

第3条

締約国は、あらゆる分野、特に、政治的、社会的、経済的及び文化的分野において、女子に対して男子との平等を基礎として人権及び基本的自由を行使し及び享有することを保障することを目的として、女子の完全な能力開発及び向上を確保するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第4条

1 締約国が男女の事実上の平等を促進することを目的とする暫定的な特別措置をとることは、この条約に定義する差別と解してはならない。ただし、その結果としていかなる意味においても不平等な又は別個の基準を維持し続けることとなつてはならず、これらの措置は、機会及び待遇の平等の目的が達成された時に廃止されなければならない。

2 締約国が母性を保護することを目的とする特別措置（この条約に規定する措置を含む。）をとることは、差別と解してはならない。

第5条

締約国は、次の目的のためのすべての適当な措置をとる。

(a) 両性いずれかの劣等性若しくは優越性の観念又は男女の定型化された役割に基づく偏見及び慣習その他あらゆる慣行の撤廃を実現するため、男女の社会的及び文化的な行動様式を修正すること。

(b) 家庭についての教育に、社会的機能としての母性についての適正な理解並びに子の養育及び発育における男女の共同責任についての認識を含めることを確保すること。あらゆる場合において、子の利益は最初に考慮するものとする。

第6条

締約国は、あらゆる形態の女子の売買及び女子の売春からの搾取を禁止するためのすべての適当な措置（立法を含む。）をとる。

第2部

第7条

締約国は、自国の政治的及び公的活動における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、女子に対して男子と平等の条件で次の権利を確保する。

(a) あらゆる選挙及び国民投票において投票する権利並びにすべての公選による機関に選挙される資格を有する権利

(b) 政府の政策の策定及び実施に参加する権利並びに政府のすべての段階において公職に就き及びすべての公務を遂行する権利

(c) 自国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加する権利

第8条

締約国は、国際的に自国政府を代表し及び国際機関の活動に参加する機会を、女子に対して男子と平等の条件でかついかなる差別もなく確保するためのすべての適当な措置をとる。

第9条

1 締約国は、国籍の取得、変更及び保持に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。締約国は、特に、外国人との婚姻又は婚姻中の夫の国籍の変更が、自動的に妻の国籍を変更し、妻を無国

籍にし又は夫の国籍を妻に強制することとならないことを確保する。

2 締約国は、子の国籍に関し、女子に対して男子と平等の権利を与える。

第3部

第10条

締約国は、教育の分野において、女子に対して男子と平等の権利を確保することを目的として、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保することを目的として、女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 農村及び都市のあらゆる種類の教育施設における職業指導、修学の機会及び資格証書の取得のための同一の条件。このような平等は、就学前教育、普通教育、技術教育、専門教育及び高等技術教育並びにあらゆる種類の職業訓練において確保されなければならない。

(b) 同一の教育課程、同一の試験、同一の水準の資格を有する教育職員並びに同一の質の学校施設及び設備を享受する機会

(c) すべての段階及びあらゆる形態の教育における男女の役割についての定型化された概念の撤廃を、この目的の達成を助長する男女共学その他の種類の教育を奨励することにより、また、特に、教材用図書及び指導計画を改訂すること並びに指導方法を調整することにより行うこと。

(d) 奨学金その他の修学援助を享受する同一の機会

(e) 継続教育計画（成人向けの及び実用的な識字計画を含む。）特に、男女間に存在する教育上の格差をできる限り早期に減少させることを目的とした継続教育計画を利用する同一の機会

(f) 女子の中途退学率を減少させること及び早期に退学した女子のための計画を策定すること

(g) スポーツ及び体育に積極的に参加する同一の機会

(h) 家族の健康及び福祉の確保に役立つ特定の教育的情報（家族計画に関する情報及び助言を含む。）を享受する機会

第11条

1 締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、雇用の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) すべての人間の奪い得ない権利としての労働の権利

(b) 同一の雇用機会（雇用に関する同一の選考基準の適用を含む。）についての権利

(c) 職業を自由に選択する権利、昇進、雇用の保障並びに労働に係るすべての給付及び条件についての権利並びに職業訓練及び再訓練（見習、上級職業訓練及び継続的訓練を含む。）を受ける権利

(d) 同一価値の労働についての同一報酬（手当を含む。）及び同一待遇についての権利並びに労働の質の評価に関する取扱いの平等についての権利

(e) 社会保障（特に、退職、失業、傷病、障害、老齢その他の労働不能の場合における社会保障）についての権利及び有給休暇についての権利

(f) 作業条件に係る健康の保護及び安全（生殖機能の保護を含む。）についての権利

2 締約国は、婚姻又は母性を理由とする女子に対する差別を防止し、かつ、女子に対して実効的な労働の権利を確保するため、次のことを目的とする適当な措置をとる。

(a) 妊娠又は母性休暇を理由とする解雇及び婚姻をしているかいないかに基づく差別的解雇を制裁を課して禁止すること。

(b) 給料又はこれに準ずる社会的給付を伴い、かつ、従前の雇用関係、先任及び社会保障上の利益の喪失を伴わない母性休暇を導入すること。

(c) 親が家庭責任と職業上の責務及び社会的活動への参加とを両立させることを可能とするために必要な補助的な社会的サービスの提供を、特

に保育施設網の設置及び充実を促進することにより奨励すること。

(d) 妊娠中の女子に有害であることが証明されている種類の作業においては、当該女子に対して特別の保護を与えること。

3 この条に規定する事項に関する保護法令は、科学上及び技術上の知識に基づき定期的に検討するものとし、必要に応じて、修正し、廃止し、又はその適用を拡大する。

第12条

1 締約国は、男女の平等を基礎として保健サービス（家族計画に関連するものを含む。）を享受する機会を確保することを目的として、保健の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

2 1の規定にかかわらず、締約国は、女子に対し、妊娠、分べん及び産後の期間中の適当なサービス（必要な場合には無料にする。）並びに妊娠及び授乳の期間中の適当な栄養を確保する。

第13条

締約国は、男女の平等を基礎として同一の権利、特に次の権利を確保することを目的として、他の経済的及び社会的活動の分野における女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとる。

(a) 家族給付についての権利

(b) 銀行貸付け、抵当その他の形態の金融上の信用についての権利

(c) レクリエーション、スポーツ及びあらゆる側面における文化的活動に参加する権利

第14条

1 締約国は、農村の女子が直面する特別の問題及び家族の経済的生存のために果たしている重要な役割（貨幣化されていない経済の部門における労働を含む。）を考慮に入れるものとし、農村の女

子に対するこの条約の適用を確保するためのすべての適当な措置をとる。

2 締約国は、男女の平等を基礎として農村の女子が農村の開発に参加すること及びその開発から生ずる利益を受けることを確保することを目的として、農村の女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、これらの女子に対して次の権利を確保する。

- (a) すべての段階における開発計画の作成及び実施に参加する権利
- (b) 適当な保健サービス(家族計画に関する情報、カウンセリング及びサービスを含む。)を享受する権利
- (c) 社会保障制度から直接に利益を享受する権利
- (d) 技術的な能力を高めるために、あらゆる種類(正規であるかないかを問わない。)の訓練及び教育(実用的な識字に関するものを含む。)並びに、特に、すべての地域サービス及び普及サービスからの利益を享受する権利
- (e) 経済分野における平等な機会を雇用又は自営を通じて得るために、自助的集団及び協同組合を組織する権利
- (f) あらゆる地域活動に参加する権利
- (g) 農業信用及び貸付け、流通機構並びに適当な技術を利用する権利並びに土地及び農地の改革並びに入植計画において平等な待遇を享受する権利
- (h) 適当な生活条件(特に、住居、衛生、電力及び水の供給、運輸並びに通信に関する条件)を享受する権利

第4部

第15条

- 1 締約国は、女子に対し、法律の前の男子との平等を認める。
- 2 締約国は、女子に対し、民事に関して男子と同一の法的能力を与えるものとし、また、この能

力を行使する同一の機会を与える。特に、締約国は、契約を締結し及び財産を管理することにつき女子に対して男子と平等の権利を与えるものとし、裁判所における手続のすべての段階において女子を男子と平等に取り扱う。

3 締約国は、女子の法的能力を制限するような法的効果を有するすべての契約及び他のすべての私的文書(種類のいかんを問わない。)を無効とすることに同意する。

4 締約国は、個人の移動並びに居所及び住所の選択の自由に関する法律において男女に同一の権利を与える。

第16条

1 締約国は、婚姻及び家族関係に係るすべての事項について女子に対する差別を撤廃するためのすべての適当な措置をとるものとし、特に、男女の平等を基礎として次のことを確保する。

- (a) 婚姻をする同一の権利
- (b) 自由に配偶者を選択し及び自由かつ完全な合意のみにより婚姻をする同一の権利
- (c) 婚姻中及び婚姻の解消の際の同一の権利及び責任
- (d) 子に関する事項についての親(婚姻をしているかいないかを問わない。)としての同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (e) 子の数及び出産の間隔を自由にかつ責任をもって決定する同一の権利並びにこれらの権利の行使を可能にする情報、教育及び手段を享受する同一の権利
- (f) 子の後見及び養子縁組又は国内法令にこれらに類する制度が存在する場合にはその制度に係る同一の権利及び責任。あらゆる場合において、子の利益は至上である。
- (g) 夫及び妻の同一の個人的権利(姓及び職業を選択する権利を含む。)

(h) 無償であるか有償であるかを問わず、財産を所有し、取得し、運用し、管理し、利用し及び処分することに関する配偶者双方の同一の権利

2 児童の婚約及び婚姻は、法的効果を有しないものとし、また、婚姻最低年齢を定め及び公の登録所への婚姻の登録を義務付けるためのすべての必要な措置（立法を含む。）がとられなければならない。

第5部

第17条

1 この条約の実施に関する進捗状況を検討するために、女子に対する差別の撤廃に関する委員会（以下「委員会」という。）を設置する。委員会は、この条約の効力発生の際は18人の、35番目の締約国による批准又は加入の後には23人の徳望が高く、かつ、この条約が対象とする分野において十分な能力を有する専門家で構成する。委員は、締約国の国民の中から締約国により選出するものとし、個人の資格で職務を遂行する。その選出に当たっては、委員の配分が地理的に衡平に行われること並びに異なる文明形態及び主要な法体系が代表されることを考慮に入れる。

2 委員会の委員は、締約国により指名された者の名簿の中から秘密投票により選出される。各締約国は、自国民の中から1人を指名することができる。

3 委員会の委員の最初の選挙は、この条約の効力発生の日から6箇月を経過した時に行う。国際連合事務総長は、委員会の委員の選挙の日から遅くとも3箇月前までに、締約国に対し、自国が指名する者の氏名を2箇月以内に提出するよう書簡で要請する。同事務総長は、指名された者のアルファベット順による名簿（これらの者を指名した締約国名を表示した名簿とする。）を作成し、締約国に送付する。

4 委員会の委員の選挙は、国際連合事務総長により国際連合本部に招集される締約国の会合にお

いて行う。この会合は、締約国の3分の2をもって定足数とする。この会合においては、出席し、かつ投票する締約国の代表によって投じられた票の最多数で、かつ、過半数の票を得た指名された者をもって委員会に選出された委員とする。

5 委員会の委員は、4年の任期で選出される。ただし、最初の選挙において選出された委員のうち9人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの9人の委員は、最初の選挙の後直ちに、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

6 委員会の5人の追加的な委員の選挙は、35番目の批准又は加入の後、2から4までの規定に従って行う。この時に選出された追加的な委員のうち2人の委員の任期は、2年で終了するものとし、これらの2人の委員は、委員会の委員長によりくじ引で選ばれる。

7 締約国は、自国の専門家が委員会の委員としての職務を遂行することができなくなった場合には、その空席を補充するため、委員会の承認を条件として自国民の中から他の専門家を任命する。

8 委員会の委員は、国際連合総会が委員会の任務の重要性を考慮して決定する条件に従い、同総会の承認を得て、国際連合の財源から報酬を受ける。

9 国際連合事務総長は、委員会がこの条約に定める任務を効果的に遂行するために必要な職員及び便益を提供する。

第18条

1 締約国は、次の場合に、この条約の実施のためにとった立法上、司法上、行政上その他の措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩に関する報告を、委員会による検討のため、国際連合事務総長に提出することを約束する。

(a) 当該締約国についてこの条約が効力を生ずる時から1年以内

(b) その後は少なくとも4年ごと、更には委員会が要請するとき。

2 報告には、この条約に基づく義務の履行の程度に影響を及ぼす要因及び障害を記載することができる。

第19条

- 1 委員会は、手続規則を採択する。
- 2 委員会は、役員を2年の任期で選出する。

第20条

- 1 委員会は、第18条の規定により提出される報告を検討するために原則として毎年2週間を超えない期間会合する。
- 2 委員会の会合は、原則として、国際連合本部又は委員会が決定する他の適当な場所において開催する。

第21条

- 1 委員会は、その活動につき経済社会理事会を通じて毎年国際連合総会に報告するものとし、また、締約国から得た報告及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告を行うことができる。これらの提案及び一般的な性格を有する勧告は、締約国から意見がある場合にはその意見とともに、委員会の報告に記載する。
- 2 国際連合事務総長は、委員会の報告を、情報用として、婦人の地位委員会に送付する。

第22条

専門機関は、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の規定の実施についての検討に際し、代表を出す権利を有する。委員会は、専門機関に対し、その任務の範囲内にある事項に関するこの条約の実施について報告を提出するよう要請することができる。

第6部

第23条

この条約のいかなる規定も、次のものに含まれる規定であって男女の平等の達成に一層貢献するものに影響を及ぼすものではない。

(a) 締約国の法令

(b) 締約国について効力を有する他の国際条約又は国際協定

第24条

締約国は、自国においてこの条約の認める権利の完全な実現を達成するためのすべての必要な措置をとることを約束する。

第25条

- 1 この条約は、すべての国による署名のために開放しておく。
- 2 国際連合事務総長は、この条約の寄託者として指定される。
- 3 この条約は、批准されなければならない。批准書は、国際連合事務総長に寄託する。
- 4 この条約は、すべての国による加入のために開放しておく。加入は、加入書を国際連合事務総長に寄託することによって行う。

第26条

- 1 いずれの締約国も、国際連合事務総長にあてた書面による通告により、いつでもこの条約の改正を要請することができる。
- 2 国際連合総会は、1の要請に関してとるべき措置があるときは、その措置を決定する。

第27条

- 1 この条約は、20番目の批准書又は加入書が国際連合事務総長に寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。
- 2 この条約は、20番目の批准書又は加入書が寄託された後に批准し又は加入する国については、その批准書又は加入書が寄託された日の後30日目の日に効力を生ずる。

第28条

- 1 国際連合事務総長は、批准又は加入の際に行われた留保の書面を受領し、かつ、すべての国に送付する。
- 2 この条約の趣旨及び目的と両立しない留保は、認められない。
- 3 留保は、国際連合事務総長にあてた通告によりいつでも撤回することができるものとし、同事務総長は、その撤回をすべての国に通報する。このようにして通報された通告は、受領された日に効力を生ずる。

第29条

- 1 この条約の解釈又は適用に関する締約国間の紛争で交渉によって解決されないものは、いずれかの紛争当事国の要請により、仲裁に付される。仲裁の要請の日から6箇月以内に仲裁の組織について紛争当事国が合意に達しない場合には、いず

れの紛争当事国も、国際司法裁判所規程に従って国際司法裁判所に紛争を付託することができる。

- 2 各締約国は、この条約の署名若しくは批准又はこの条約への加入の際に、1の規定に拘束されない旨を宣言することができる。他の締約国は、そのような留保を付した締約国との関係において1の規定に拘束されない。

- 3 2の規定に基づいて留保を付した締約国は、国際連合事務総長にあてた通告により、いつでもその留保を撤回することができる。

第30条

この条約は、アラビア語、中国語、英語、フランス語、ロシア語及びスペイン語をひとしく正文とし、国際連合事務総長に寄託する。

以上の証拠として、下名は、正当に委任を受けてこの条約に署名した。

8 男女共同参画社会基本法

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- 二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害す

る要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又

は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。
2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。
2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。
2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則（平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。

（男女共同参画審議会設置法の廃止）

第 2 条 男女共同参画審議会設置法（平成 9 年法律第 7 号）は、廃止する。

附 則（平成 11 年 7 月 16 日法律第 102 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律（平成 11 年法律第 88 号）の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（施行の日＝平成 13 年 1 月 6 日）

一 略

二 附則第 10 条第 1 項及び第 5 項、第 14 条第 3 項、第 23 条、第 28 条並びに第 30 条の規定 公布の日

（委員等の任期に関する経過措置）

第 28 条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委

員その他の職員である者（任期の定めのない者を除く。）の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

（別に定める経過措置）

第 30 条 第 2 条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則（平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号）抄

（施行期日）

第 1 条 この法律（第 2 条及び第 3 条を除く。）は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（以下略）

第3次長久手市男女共同参画基本計画

発行年月：2019（平成31）年3月

発行・編集：長久手市役所 暮らし文化部 たつせがある課
〒480-1196 愛知県長久手市岩作城の内 60 番地 1
TEL 0561-56-0641
FAX 0561-63-2100